

第8期筑後市高齢者福祉計画
介護保険事業計画
(素案)

令和2年12月

筑 後 市

【目次】

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
(1) 高齢者福祉計画	2
(2) 介護保険事業計画	2
(3) 他計画との関連	2
3. 計画の期間と進行管理	2
4. 計画の策定体制	3
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	3
(2) 在宅介護実態調査	3
(3) 2025年の高齢者福祉を考える委員会	3
(4) 計画の公表、市民からの意見募集	3
第2章 高齢者をめぐる筑後市の状況	4
1. 人口と高齢化の現状	4
2. 高齢者のいる世帯の状況	8
3. 要介護認定者の状況	10
4. 各種調査からみる高齢者の状況	12
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	12
(2) 在宅介護実態調査	14
第3章 計画の基本的な考え方	15
1. 基本理念	15
2. 基本目標	15
3. 重点施策と施策の体系	16
第4章 高齢者福祉施策の展開	20
1. いきいきと健康に暮らせるまちづくり	20
(1) 要支援・要介護状態にならないための健康づくり【重点施策1】	20
(2) 社会参加と生きがいつくり	26
(3) 高齢者の在宅生活支援	28
2. ささえあいのまちづくり	30
(1) 地域包括支援センターの機能強化	30
(2) 在宅医療と介護の連携	33
(3) 生活支援体制の整備	34
(4) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保<New>	35

3.	笑顔あふれる安全・安心のまちづくり	37
	(1) 認知症に対する取組【重点施策2】	37
	(2) 地域で安全・安心に暮らす	40
第5章	介護保険事業の展開	44
1.	2025年(令和7年)の筑後市の姿	44
2.	筑後市の日常生活圏域	46
3.	介護サービス量の見込み	48
	(1) 介護予防サービス・居宅サービス	48
	(2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス	52
	(3) 施設サービス	56
	(4) 介護予防支援・居宅介護支援	57
4.	第1号被保険者の保険料	58
	(1) 標準給付費の見込み	58
	(2) 地域支援事業費の見込み	59
	(3) 介護保険の財源	60
	(4) 低所得者保険料負担の軽減措置	60
	(5) 第1号被保険者の保険料算出のしくみ	61
	(6) 基準額(月額)の設定	62
5.	制度の適正な運営に向けて	64
	(1) 介護給付の適正化	64
	(2) 制度の普及・啓発等	64
	(3) 低所得者への配慮等	64

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が創設されました。

介護保険制度は、その創設から20年が経過し、介護サービス利用者数は制度創設時の3倍を超え、550万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着・発展してきています。

総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していきます。

介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる2025年（令和7年）を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を、各地域の実情に応じて深化・推進していくことが求められています。

こうした中、2014年（平成26年）には医療制度改革と一体的に、地域支援事業の充実、低所得者の保険料軽減の強化、予防給付のうち訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームへの新規入所者を原則要介護3以上の高齢者に限定すること、及び所得・資産のある人の利用者負担の見直しを一体的に行う介護保険制度の改革が行われました。

また、2017年（平成29年）には、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療・介護の連携推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得がある利用者の負担割合見直し、及び介護納付金における総報酬割導入等の措置を講ずるなど、介護保険制度の見直しが行われたところです。

2025年が近づく現在、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれますが、地域により一様ではないため、各地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備が必要となります。また、世帯主が高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要です。

本計画は、こうした状況を踏まえ、2025年及び2040年における本市の姿を見据えたうえで、令和5年度を目標とする第8期の市町村介護保険事業計画と、高齢者福祉に関する総合的な計画である、高齢者福祉計画を一体的に策定したものです。

2. 計画の位置づけ

(1) 高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく、すべての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する総合計画であり、その目的、対象及び内容において、介護保険事業計画をほぼ包含した計画と位置づけられます。

すべての高齢者が、住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らせる社会を構築する目的で策定します。

(2) 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく、要介護・要支援高齢者や、要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画です。

被保険者が、自立した生活を送るためのサービス基盤の整備を目的としています。

(3) 他計画との関連

本計画は、将来の本市のあるべき姿と進むべき方向について行政運営の指針として定めた「第六次筑後市総合計画」を上位計画に位置づけ、整合性を図っています。また、他の福祉分野の個別計画において共通する地域福祉推進に関する理念と取組方針等を定めた「筑後市地域福祉計画」とも調和を保ちながら策定します。

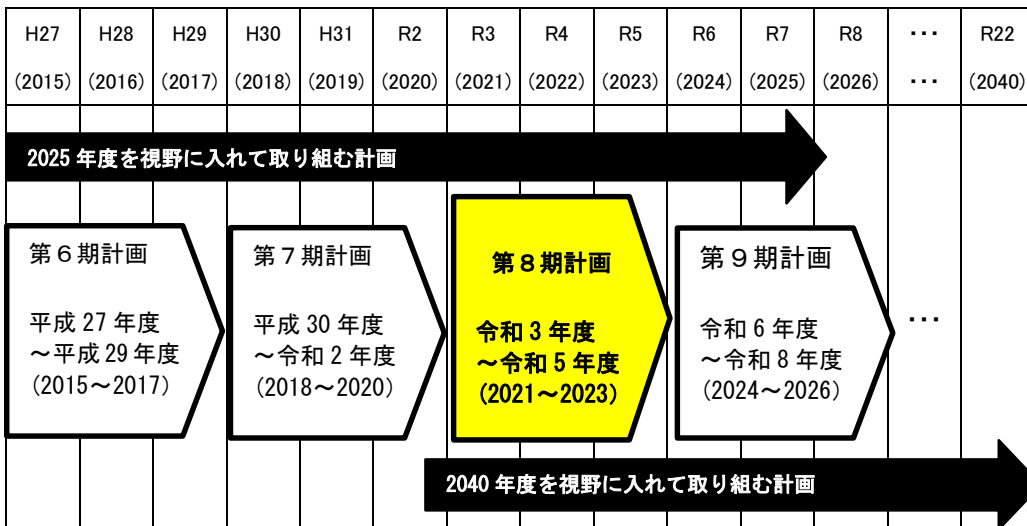
3. 計画の期間と進行管理

本計画の計画期間は、令和3年度から5年度までの3年間とします。

計画の実施状況の把握と進行管理については、毎年度点検・評価を行い課題の分析を行います。

▼団塊の世代が65歳

▼団塊の世代が75歳に



▲団塊ジュニア世代が65歳に

4. 計画の策定体制

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者はもとより、広く市民のニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。

そこで、計画の策定にあたっては、以下のような取組を行いました。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

高齢者の日常生活状況や健康状態等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、筑後市に住む要介護1～5以外の65歳以上の人を対象に、令和元年12月に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。(配布数3,000件 有効回収数1,871件 有効回収率62.4%)

(2) 在宅介護実態調査

筑後市に住む在宅要支援・要介護認定者の生活状況及び介護者の就労状況等を把握し、介護離職等に関わる市の実態把握の基礎資料とするため、令和元年8月～令和2年2月に、「在宅介護実態調査」を実施しました。(有効回収数137件)

(3) 2025年の高齢者福祉を考える委員会

計画策定において、被保険者をはじめとする住民各層の意見を反映させるため、「2025年の高齢者福祉を考える委員会」に諮り、本計画の策定に取り組みました。

この会議には、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、被保険者代表等にも委員として参画いただき、様々な見地からの議論をいただきました。

(4) 計画の公表、市民からの意見募集

令和2年12月15日～令和3年1月7日の期間、計画素案を広く市民に公表し、意見募集を行います。

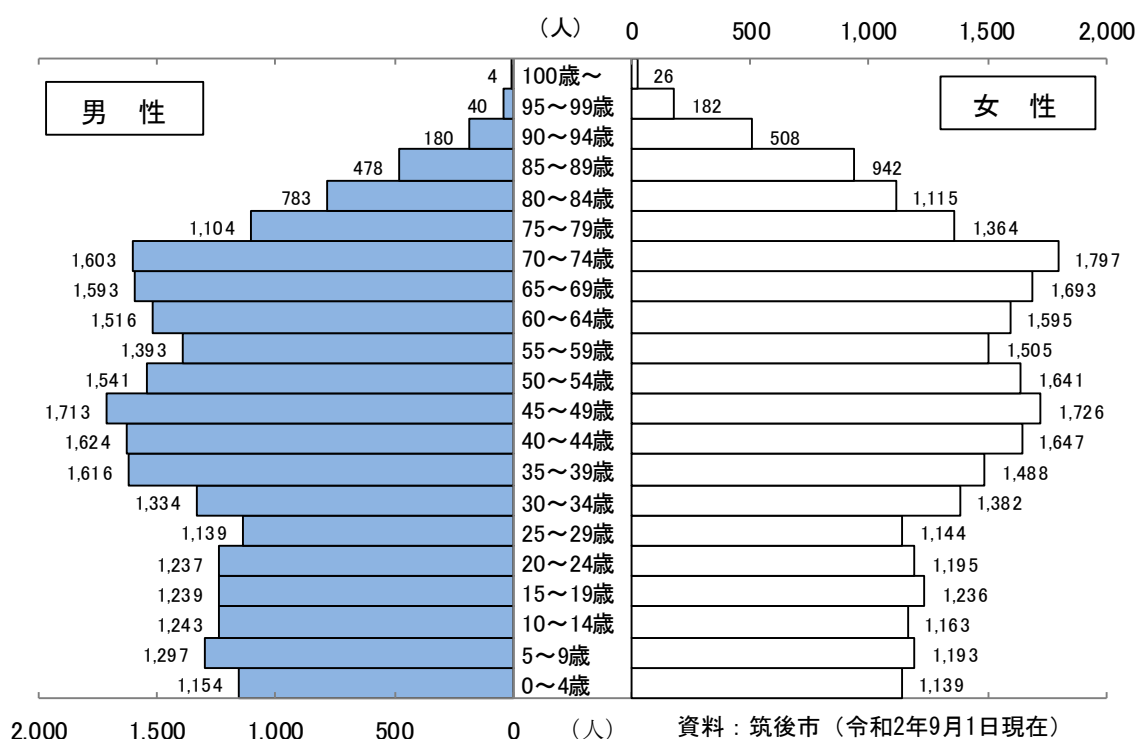
第2章 高齢者をめぐる筑後市の状況

1. 人口と高齢化の現状

本市の令和2年9月1日現在の総人口は49,512人であり、うち男性は23,831人、女性は25,681人となっています。

そのうち高齢者の人口は13,412人となっており、総人口に対する高齢者の割合（高齢化率）は、27.1%となっています。

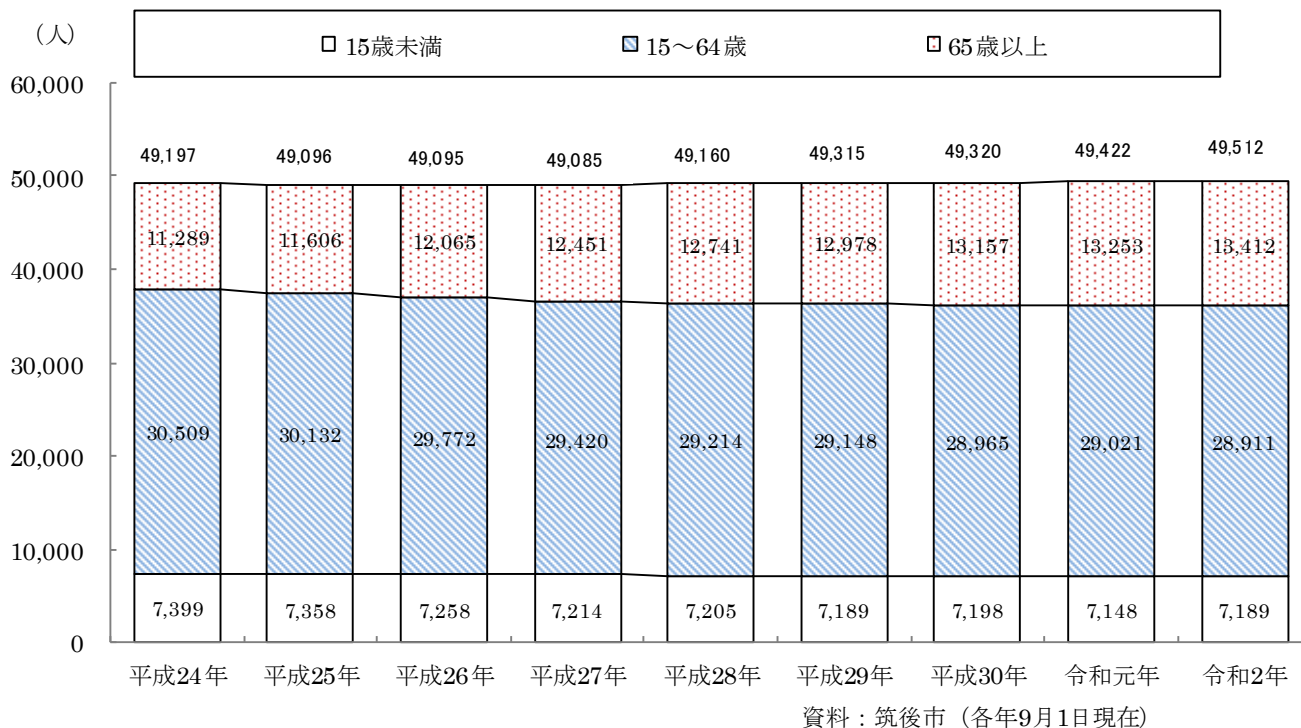
【人口ピラミッド】



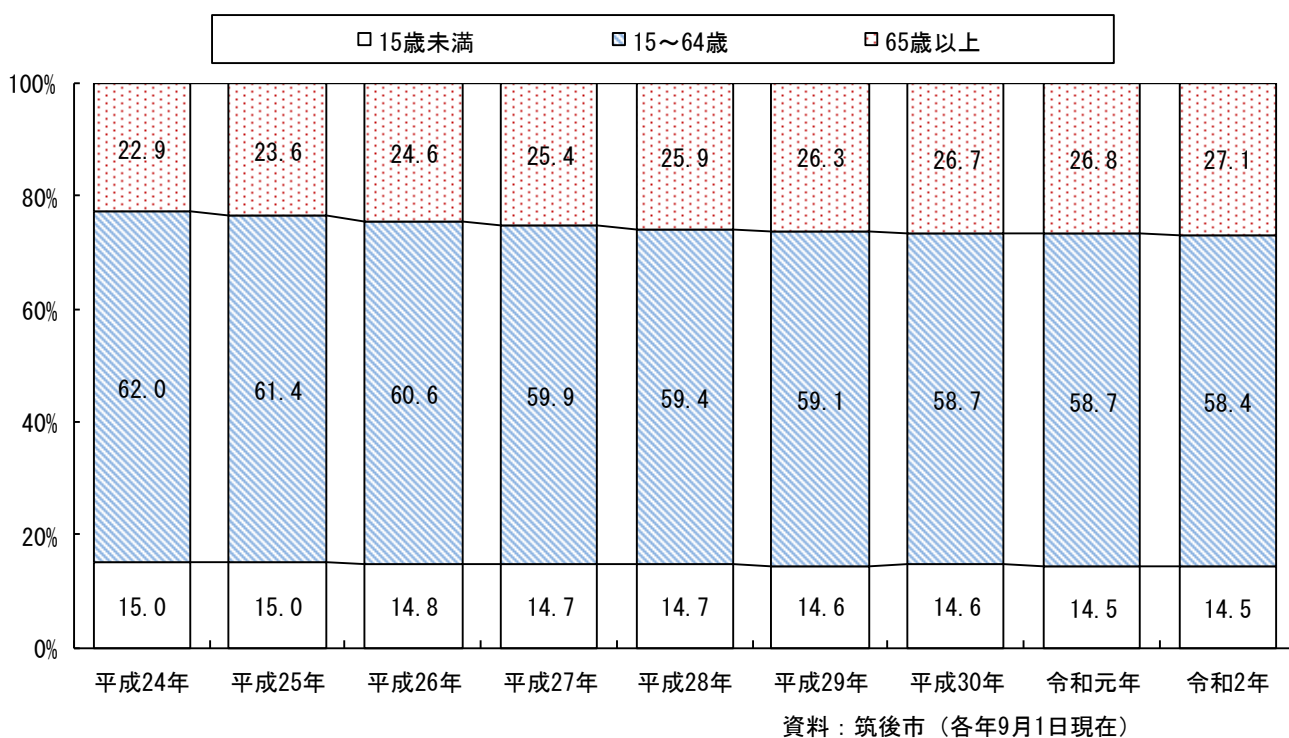
本市の総人口は、近年微増傾向にあります。15歳未満の年少人口、15～64歳までの生産年齢人口は減少傾向にあり、65歳以上の高齢人口は毎年増加しています。

これに伴い、高齢化率は一貫して上昇を続けています。

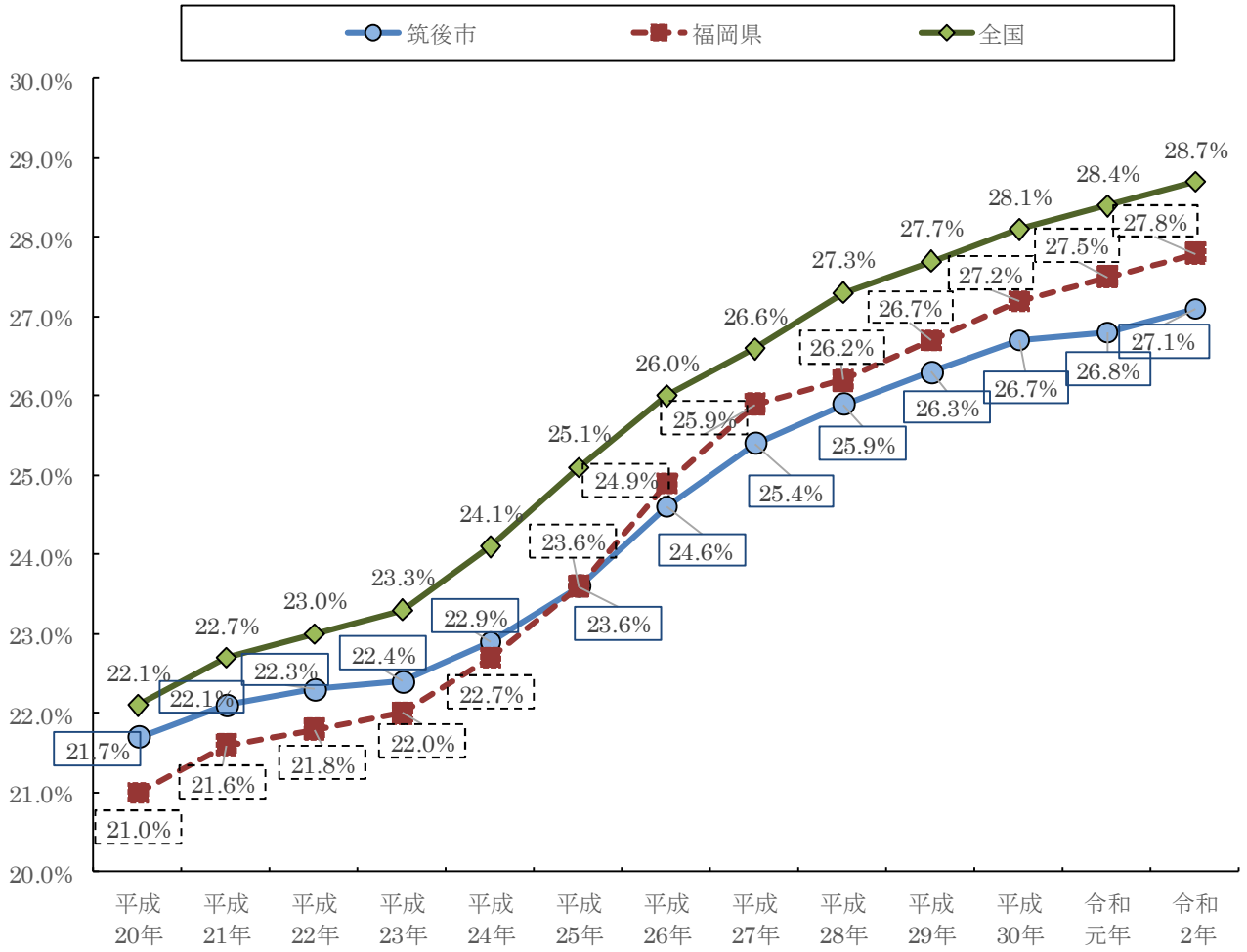
【年齢3区分人口推移】



【年齢3区分別構成比】



【高齢化率の推移】



資料:筑後市 住民基本台帳 各年 9月 1日現在

福岡県

(平成 20年~平成 25年)福岡県高齢者福祉関係基礎資料 各年 10月 1日現在

(平成 26年~令和元年)福岡県人口移動調査 各年 10月 1日現在

(令和 2年)福岡県人口移動調査 9月 1日現在

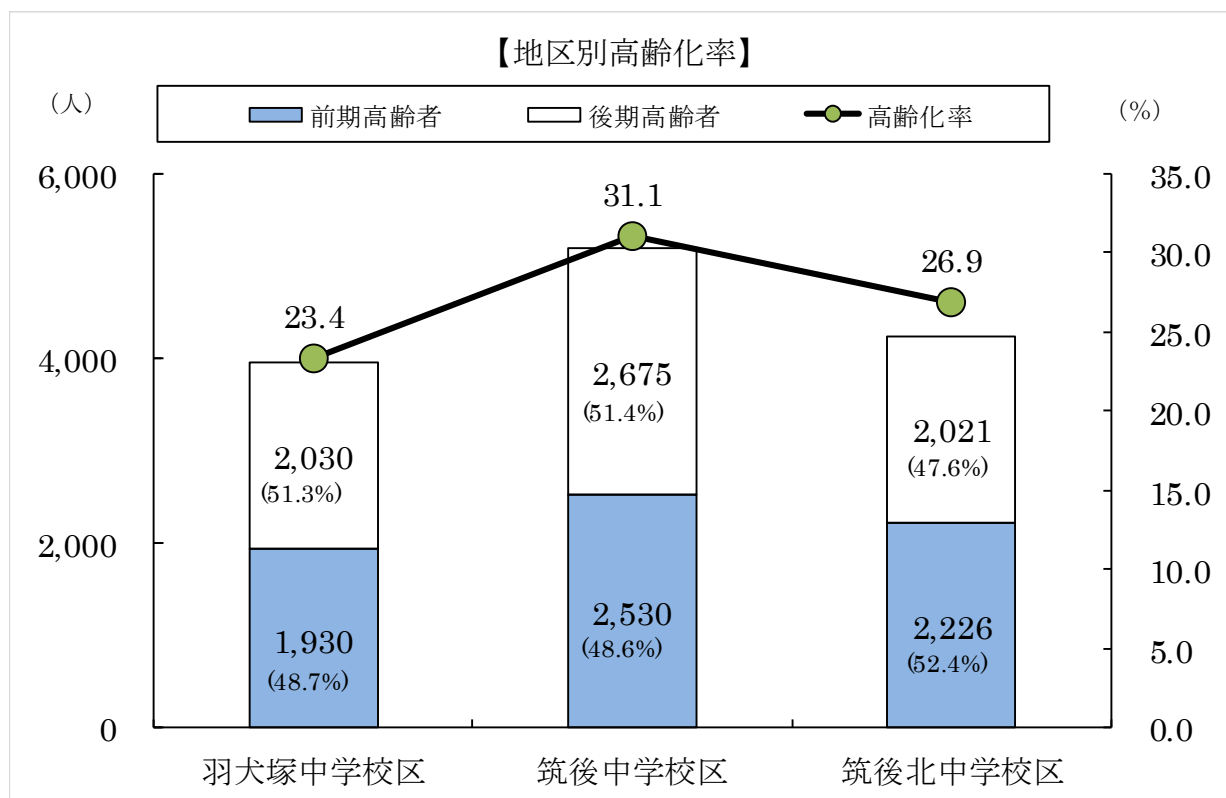
全国

(平成 20年~令和元年)総務省統計局人口推計 各年 10月 1日現在

(令和 2年)総務省統計局人口推計 令和 2年 10月 1日概算値

高齢化率を地区別にみると、高齢化率が最も低い羽犬塚中学校区（23.4%）と、最も高い筑後中学校区（31.1%）では7.7ポイントの差があります。

また、高齢者に占める後期高齢者の割合は、市内全体で50.1%となっており、高齢者の半数以上が75歳以上となっています。



資料：筑後市（令和2年9月1日現在）

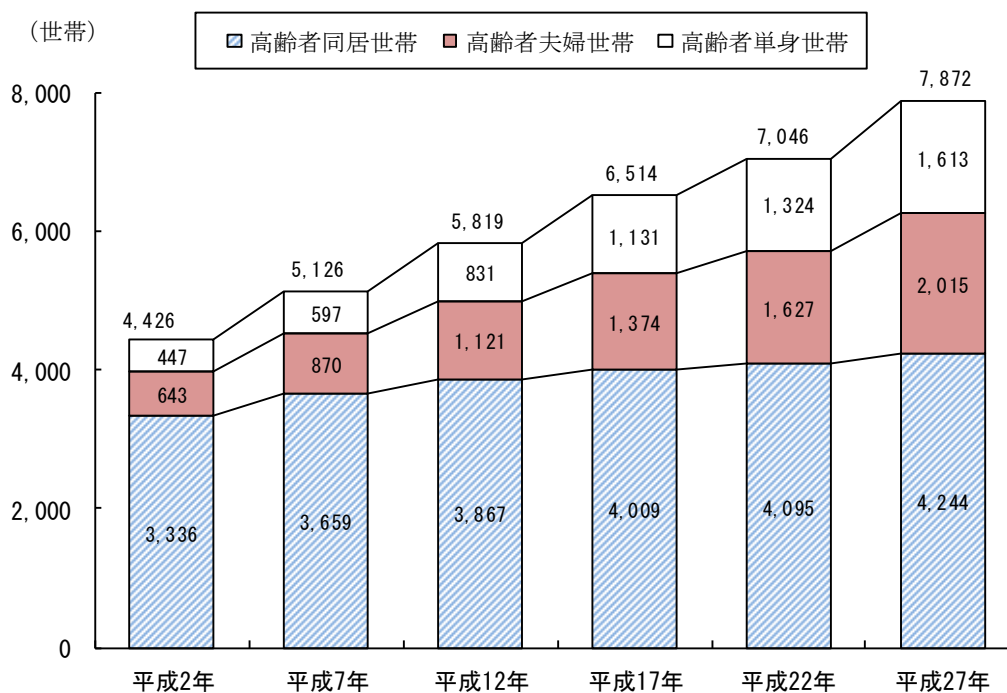
※前期高齢者：65～74歳、後期高齢者：75歳以上

2. 高齢者のいる世帯の状況

本市の高齢者のいる世帯の推移をみると、平成2年以降一貫して増加傾向にあり、平成27年時点では7,872世帯となっています。

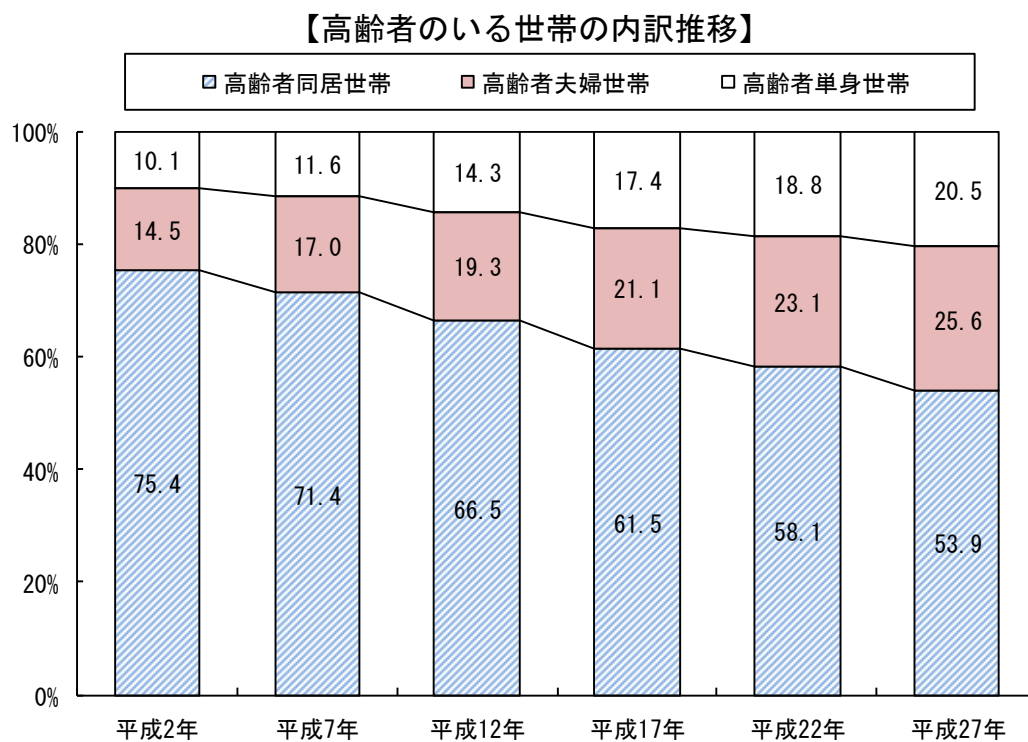
この中には、高齢者が要介護状態になった際の介護に不安のある、高齢者単身世帯、高齢者同居世帯も含まれており、いずれも増加傾向にあります。

【高齢者のいる世帯数の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

高齢者のいる世帯の内訳をみると、平成27年時点では、最も高い割合を占める高齢者同居世帯が53.9%を占め、高齢者夫婦世帯が25.6%、高齢者単身世帯が20.5%を占めています。

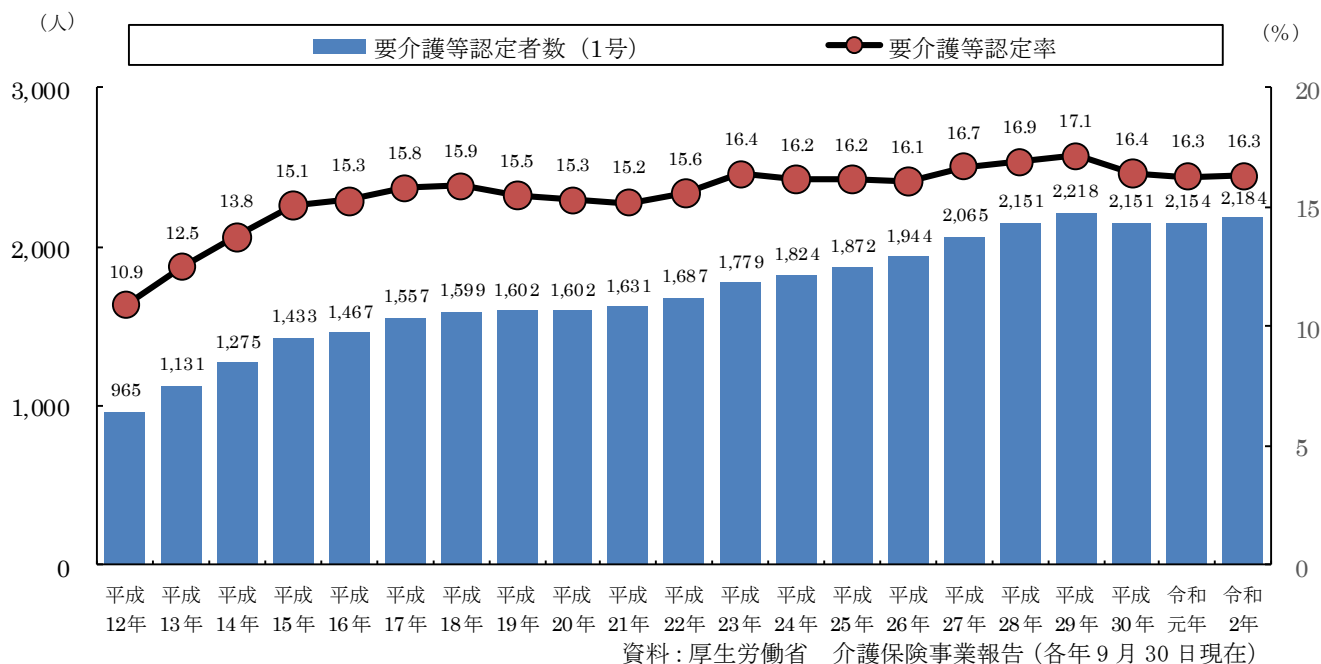


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

3. 要介護認定者の状況

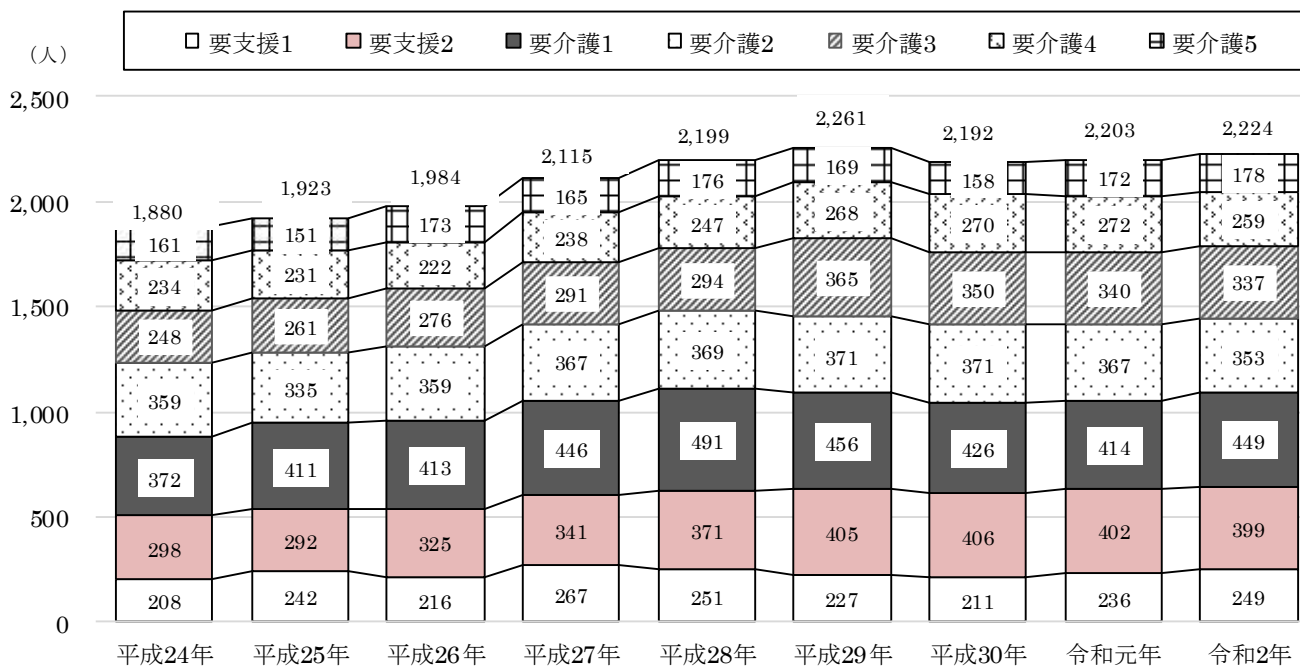
本市の要介護認定者数の推移をみると、平成29年までは増加傾向にあり、その後は若干減少していますが、平成30年以降は微増しています。令和2年9月末時点の要介護等認定者数は2,224人（うち、第1号被保険者は2,184人）、第1号被保険者に占める認定率は16.3%となっています。

【要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移】



本市の要介護認定者数の推移を要介護度別にみると、全体では「要支援2」「要介護1」など軽度層の割合が高くなっており、認定者全体のうち、「要支援1」を含む軽度層の人の割合が約半数（49.3%）を占めています。

【要介護度別認定者数の推移】

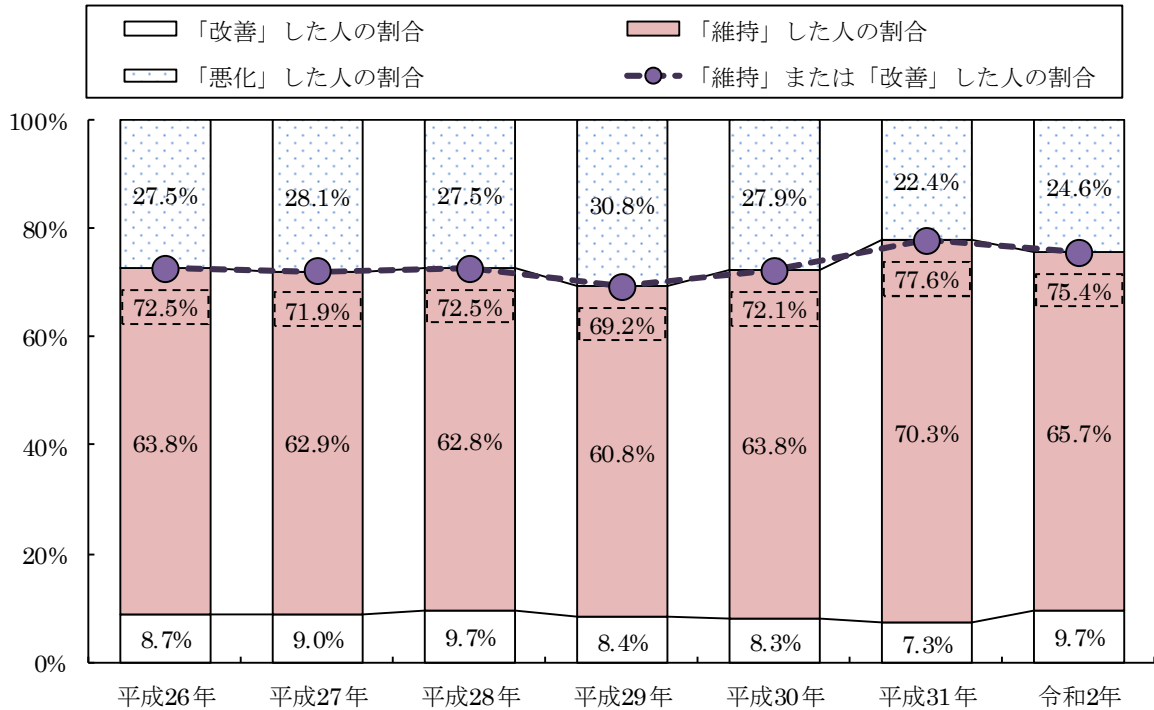


※軽度層：要支援1,2、要介護1

資料：介護保険事業報告（各年9月30日現在）

要介護等区分状態が維持、改善した人の割合は令和2年3月末時点で、75.4%となっており、維持改善率が最も高かった平成31年3月末と比較し、2.2ポイント減少しているものの、平成26年3月末と比較すると2.9ポイント増加しています。

【要介護等状態区分の維持、改善、悪化率】



資料：筑後市（各年3月31日現在）

①前回結果から「改善」した人の割合

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
認定者全体	8.4%	8.3%	7.3%	9.7%
（軽度認定者）	4.8%	5.3%	4.1%	6.2%
（中重度認定者）	12.3%	11.3%	10.4%	13.1%

②前回結果から「維持」した人の割合

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
認定者全体	60.8%	63.8%	70.3%	65.7%
（軽度認定者）	57.6%	59.7%	69.9%	63.3%
（中重度認定者）	64.4%	68.0%	70.7%	68.1%

③前回結果から「悪化」した人の割合

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
認定者全体	30.8%	27.9%	22.4%	24.6%
（軽度認定者）	37.6%	35.0%	26.0%	30.5%
（中重度認定者）	23.3%	20.7%	18.9%	18.8%

※軽度認定者：要支援1.2、要介護1 ※中重度認定者：要介護2～5

4. 各種調査からみる高齢者の状況

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

①「基本チェックリスト」評価項目の該当状況

介護予防・日常生活支援総合事業の対象者となる「基本チェックリスト」の評価項目（運動、栄養、口腔、閉じこもり、認知症予防、虚弱）に該当する人の出現率を分析した結果、介護予防の項目別には、特に認知症予防が56.1%と高く、次いで口腔予防19.7%、運動11.7%でした。

○認知症予防評価

物忘れが多いと感じている人が多くいます。男女の差はあまりなく、他の項目と比較して全ての年代で出現率が高くなっています。認知症予防教室などを実施するほか、地域デイサービスやさんかく塾など機会を通じて認知機能向上に資するプログラムを実施するなど、複合的なプログラムを提供することが有効と考えられます。

○口腔機能評価

固いものが食べにくい、口の渇きやむせが気になる人が該当します。男女差は比較的小さいですが、加齢とともに出現率が高まります。歯科衛生士等による口腔機能維持のため取組が有効と考えられます。

○運動機能評価

全ての年代で、男性よりも女性の方がリスクありの割合が高く、加齢とともに出現率が高まります。転倒に対する不安が大きいことから、転倒リスクを軽減させるような介護予防の取組が有効と考えられます。

②住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくり

○地域での活動

週1回以上の社会参加活動では、「収入のある仕事」が30.1%と最も高く、次いで「スポーツ関係のグループやクラブ」21.9%、「趣味関係のグループやクラブ」が17.7%、地域デイサービスやさんかく塾などの「介護予防のための通いの場」9.1%、「ボランティアのグループ」8.5%でした。まずは仕事やスポーツ・趣味関係の活動を充実し、週1回以上の社会参加を増やしていくことが重要と考えられます。

○幸福感

幸福感を10点満点で回答してもらくと、男性より女性、主観的健康観が肯定的な人、週1回以上社会参加をしている人、地域のお世話役として協力意向がある人、経済的にゆとりがある人の平均点が高い傾向にありました。

○生活支援

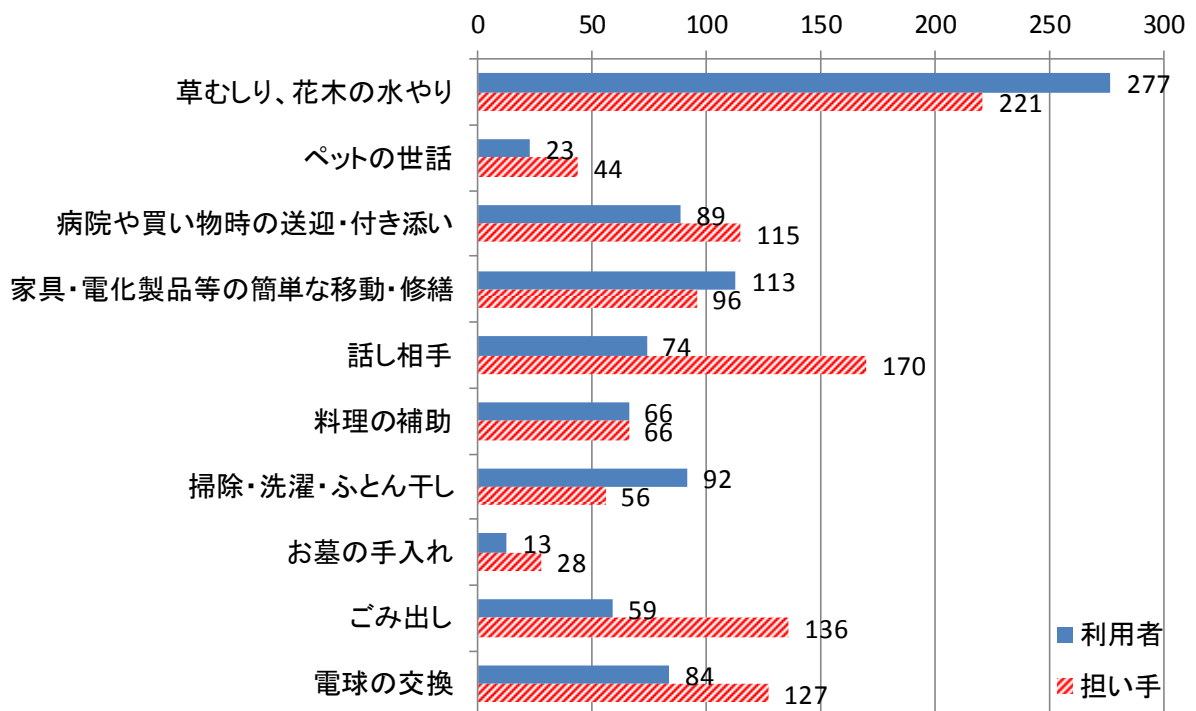
あったら利用してみたいと思う生活支援は、「草むしり、花木の水やり」が最も多く277人、次いで「家電・電化製品等の簡単な移動・修繕」113人、「掃除・洗濯・

布団干し」92人となっています。一方、地域のために有償ボランティアとしてお手伝いしていいと思う人は、「草むしり、花木の水やり」が最も多く221人、次いで「話し相手」170人、「ごみ出し」136人となっており、「草むしり、花木の水やり」については、利用者と担い手も同程度で希望が多いことが分かりました。手助けが必要な人とお手伝いしていい人とのマッチングができるような仕組みが必要です。

○高齢者施策

市に特に力を入れて欲しい高齢者施策としては、「高齢者が相談しやすい仕組みをつくる」が25.7%と最も高く、次いで「寝たきりや認知症にならないための介護予防を進める」21.4%、「高齢者の移動手段への取組を進める」20.6%、「高齢者の生きがいつくりを進める」18.9%などとなっています。第8期でも引き続き、相談支援体制の強化、健康づくり・介護予防・生きがいつくりへの取組が重要です。

生活支援サービス 単純比較



(2) 在宅介護実態調査

①主な介護者の状況について

主な介護者の年齢層では60歳以上の割合が高く(69.4%)、前回調査時(H29年度:58.5%)と比較し、10.9ポイント増となっています。老老介護が進行していると推測されます。

②在宅介護サービスの利用について

在宅介護サービスの利用について要介護度別にみると、通所系サービスを中心に、重度層ではこれに短期入所、または訪問系サービスを組み合わせるケースがみられます。介護サービスを利用しながら在宅生活を継続していくためには、要介護者の状態像にあわせ、こうしたニーズに対応できるよう、サービス基盤の充実を進めていくことが重要です。

③在宅介護の継続と施設入所の検討について

施設入所等の対応を検討する人の割合は、要介護者の要介護度が高いほど高くなり、また、就労継続が困難と考える人の割合は、特に認知症度が重度の方で高くなります。加えて、実際に介護で困難を感じる内容でも「認知症への対応」が高くなっています。

このことから、在宅介護の継続、離職防止について、認知症に関するケア、または認知症予防に関する取組は、重要性が高いものと考えられます。

また、今後不安に感じる介護として、比較的軽度者では「入浴・洗身」、比較的重度者については、「日中、夜間の排泄」の割合が高くなっていることから、これらを支援する訪問型のサービス等が必要であると考えられます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第7期筑後市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第7期計画」という。）では、「いきいきと健康で、ささえあいのまちづくり」を基本理念とし、取組を推進してきました。

すべての高齢者がいきいきと健康に生活でき、また、お互いささえ、ささえあいながら暮らしていくことは、本市における将来像として不変のものであると考えます。そこで、本計画の基本理念は、第7期計画を継承するものとします。

いきいきと健康で、ささえあいのまちづくり

2. 基本目標

第六次筑後市総合計画では、「恵みの多い自然、ゆかしい歴史と文化のうえに人の和を織りなして、住みよいふるさと、活気に満ちたまち ちくご」を将来像として掲げています。そして、その実現を目指すため、いきいきと健やかに暮らせるまちづくり、地域でのささえあいを促進するための意識の醸成・体制づくりを進めており、「いきいきと健康」、「ささえあい」は、本計画と共通する目標です。

本計画の理念を達成し、ひいては本市が目指す将来像の実現に向けて、「いきいきと健康」「ささえあい」の2つに加え、高齢者が日々の生活の中で安全・安心を確保していくことは引き続き重要と考え、3つの基本目標についても第7期計画を継承するものとします。

基本目標1	いきいきと健康に暮らせるまちづくり
基本目標2	ささえあいのまちづくり
基本目標3	笑顔あふれる安全・安心のまちづくり

3. 重点施策と施策の体系

本計画では、筑後市の現状や、中長期の高齢者の動向等をふまえ、また国の示す基本指針を受け、以下の2つの項目を重点施策とします。

この重点施策は、計画の基本理念を達成するうえで、特に重点的な取組が必要なものです。よって、従来からの取組に加え、より実効性の高い施策の展開を目指していきます。

また、本計画では、「地域包括ケアシステムを支える人材の確保」を新規施策として設定し取り組みます。

重点施策1 要支援・要介護状態にならないための健康づくり

介護が必要になる前段階からの自主的な健康づくりや社会参加の意識の醸成

重点施策2 認知症に対する取組

認知症への理解を深めるための普及啓発など認知症施策推進大綱に沿った認知症施策の総合的な推進

(余白)

〈施策の体系〉

基本理念

基本目標

施策の方向

いきいきと健康で、
ささえあいのまちづくり

基本目標 1

いきいきと健康に
暮らせるまちづくり

【重点施策 1】

- (1) 要支援・要介護状態にならないための健康づくり
- (2) 社会参加と生きがいづくり
- (3) 高齢者の在宅生活支援

基本目標 2

ささえあいのまちづくり

(1) 地域包括支援センターの
機能強化

(2) 在宅医療と介護の連携

(3) 生活支援体制の整備

(4) 地域包括ケアシステムを
支える人材の確保 <New>

基本目標 3

笑顔あふれる安全・安心
のまちづくり

【重点施策 2】

(1) 認知症に対する取組

(2) 地域で安全・安心に暮らす

具体的な取組

- ①通いの場への支援
- ②介護予防普及啓発
- ③介護予防・生活支援サービス事業
- ④健康増進事業
- ⑤高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

- ①老人クラブへの支援
- ②高齢者の生きがい活動支援
- ③高齢者地域活動支援補助事業
- ④生涯学習の推進
- ⑤シルバー人材センター事業

- ①生活支援ショートステイ
- ②給食サービス
- ③緊急通報システム
- ④介護用品給付事業（紙おむつ助成事業）
- ⑤外出支援サービス
- ⑥生活支援ホームヘルプ

- ①総合相談
- ②権利擁護の支援
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ④地域ケア会議

- ①在宅医療と介護の連携推進

- ①生活支援体制整備事業

- ①介護職員交流推進事業
- ②介護分野への元気高齢者等参入促進事業
- ③ボランティアポイント事業（介護人材確保分）

- ①認知症サポーター養成
- ②認知症支援体制の構築
- ③成年後見制度利用支援
- ④高齢者障害者等SOSネットワーク
- ⑤家族介護者への支援事業

- ①ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク
- ②高齢者在宅実態調査
- ③災害時等の支援体制の整備
- ④消費生活相談
- ⑤交通安全の推進
- ⑥コミュニティ自動車による
移手段の確保

第4章 高齢者福祉施策の展開

1. いきいきと健康に暮らせるまちづくり

少子高齢化が進む中で、誰もが住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けていくためには、健康寿命を延伸し、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減・悪化の防止を図ることが重要です。

厚生労働省の「健康寿命延伸プラン」では、2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75歳以上にするという目標を立てています。

また、健康の保持・増進のほか、高齢者が生きがいや役割を持って地域の中で多くの人とふれあいながら、就労、その他地域活動などを通じて社会参加をすることは、介護予防・認知症予防に効果があると言われています。

一方、新型コロナウイルス感染拡大を受け、新しい生活様式を活用した感染拡大防止に対する取組が必要となっています。併せて、感染拡大下における外出自粛による運動不足や生活様式の変化によるストレスなどへの対策が必要です。

このような状況の中、本計画の「基本目標1 いきいきと健康に暮らせるまちづくり」に向け、生涯にわたる健康の保持・増進及び介護予防・認知症予防に関わる事業、また高齢者が地域での生活を続けていくことができるよう支援するサービスの提供について、取組を進めていきます。

(1) 要支援・要介護状態にならないための健康づくり【重点施策1】

生涯にわたる健康の保持・増進に向け、自らが健康に関心を持ち、自主的に健康づくりに取り組むことができるよう、各種健診事業や健康づくりに関する啓発、情報提供などを進めていきます。

また、要介護状態になる恐れのある高齢者の把握、介護予防・認知症予防に対する知識の普及・啓発、住民主体の通いの場の充実やリハビリテーション専門職等の連携など、地域との協働も踏まえた介護予防事業を実施していきます。

さらに、令和2年度より事業開始した、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するため、健康づくり課と高齢者支援課の医療専門職が連携し、高齢者のフレイル状態を把握した上で、個別的な支援や通いの場への積極的な関与を進めていきます。

取組	①通いの場への支援	高齢者支援課
ねらい	<p>地域住民による身近で気軽に集まることのできる介護予防活動を支援し、高齢者の閉じこもりを防止します。また、高齢者が地域と交流することにより、社会的な役割や自己実現を果たし自らの介護予防、健康増進につなげていきます。</p>	
実施内容	<p>《地域デイサービス》</p> <p>地域の公民館等を使用して、地域の協力員が、その地域で暮らす高齢者に対して健康チェック、簡単な体操、昼食、レクリエーション等を実施する。</p> <p>【実績】市管轄実施箇所数 ※()は社会福祉協議会管轄 (H29) 21 か所 (37) (H30) 20 か所 (39) (H31) 20 か所 (38)</p> <p>市管轄延べ参加者数 (利用者+協力員) (H29) 12,130 人 (H30) 11,977 人 (H31) 10,904 人</p> <p>【目標】市管轄延べ参加者数 (利用者+協力員) (R3) 10,900 人 (R4) 11,200 人 (R5) 11,500 人</p> <p>《地域さんかく塾》</p> <p>地域の公民館等を使用して、地域の高齢者等が体力測定、ストレッチ体操・筋力トレーニング、レクリエーション等を実施する。6 か月間は市のリハビリ専門職及び保健師が指導し、その後は自主活動とする。</p> <p>【実績】実施箇所数 (H29) 25 か所 (H30) 25 か所 (H31) 25 か所</p> <p>《足腰ぴんしゃん塾》</p> <p>地域の公民館等を使用して、地域の高齢者等がストレッチ・筋力向上運動・ステップ台による踏み台昇降運動・ウォーキング等を実施する。4 か月間講座を実施し、終了後は地域等での自主活動に移行できるよう支援する。</p> <p>【実績】自主活動実施箇所数 (H29) 5 か所 (H30) 5 か所 (H31) 5 か所</p> <p>《地域介護予防活動支援補助金》</p> <p>地域で実施する地域さんかく塾及び足腰ぴんしゃん塾に補助金を交付し、住民主体の介護予防活動を支援する。</p> <p>【実績】補助件数 (H29) 24 件 (H30) 24 件 (H31) 25 件 延べ参加者数 (H29) 12,352 人 (H30) 11,980 人 (H31) 10,480 人</p> <p>【目標】延べ参加者数 (R3) 11,000 人 (R4) 11,600 人 (R5) 12,200 人</p> <p>※地域介護予防活動の推進のため、公民館等のトイレ改修やバリアフリー工事に要する費用に対し補助をする「地域活動施設整備補助制度」あり。</p>	

取組	②介護予防普及啓発	高齢者支援課
ねらい	<p>運動機能向上等に係る介護予防や社会参加・生きがいの必要性などの啓発を行い、自主的な健康づくりや介護予防に対する必要性の認識を高めます。今後は、さらなる高齢化の進行により、閉じこもりや認知症予防の取組が重要になるため、より一層の周知・啓発、各種教室の充実を図ります。</p> <p>また、地域での介護予防活動のリーダーとなるボランティアを養成し、介護予防に対する知識を地域住民に広めます。</p>	
実施内容	<p>《ノルディックウォーク健康教室》市民の森公園で実施するノルディックウォークなどの教室 【実績】参加者数 (H29) 17人 (H30) 15人 (H31) 9人 【目標】参加者数 (R3) 10人 (R4) 10人 (R5) 10人</p> <p>《ロコトレ教室》ロコモティブシンドロームの予防に着眼したトレーニング教室 【実績】参加者数 (H29) 26人 (H30) 48人 (H31) 47人 【目標】参加者数 (R3) 30人 (R4) 30人 (R5) 30人</p> <p>《脳活クラブ》手工芸等の作業を通じた、認知症予防の教室（令和2年度～） 【目標】参加者数 (R3) 20人 (R4) 20人 (R5) 20人</p> <p>《介護予防健康トレーニング》総合福祉センター及びチクロスでのマシンを使ったトレーニング 【実績】利用者数 (H29) 5,125人 (H30) 6,092人 (H31) 6,326人 【目標】利用者数 (R3) 6,000人 (R4) 6,000人 (R5) 6,000人</p> <p>《出前講座》地域からの依頼により介護予防に関する健康教育や健康体操を実施。併せて、地域活動における感染症予防の啓発を行う。 【実績】実施回数 (H29) 11回 (H30) 29回 (H31) 25回 【目標】実施回数 (R3) 25回 (R4) 30回 (R5) 35回</p> <p>《介護予防ボランティア養成講座》介護予防事業に従事するボランティア（ちっご健康隊スマイル）の養成講座 【実績】受講者数 (H29) 6人 (H30) 4人 (H31) 9人 【目標】受講者数 (R3) 10人 (R4) 10人 (R5) 10人</p> <p>《介護予防ボランティアポイント》ちっご健康隊スマイルの活動実績に応じポイントを付与し、商品券等と交換する。 【実績】ちっご健康隊スマイル登録者数 ※各年度3月末日時点 (H29) 36人 (H30) 38人 (H31) 37人 【目標】 (R3) 47人 (R4) 52人 (R5) 57人</p>	

取組	③介護予防・生活支援サービス事業	高齢者支援課
ねらい	<p>要支援者及び基本チェックリストによる事業対象者に対し、介護予防ケアマネジメントにより、適切なサービスを実施します。</p> <p>高齢者の社会参加、ささえあいの体制づくり、介護予防の推進等を図り、地域において自分らしく生活できるよう、住民による生活支援や通いの場づくりのほか、多様な主体による自立支援に向けたサービスの構築を進めます。</p>	
実施内容	<p>《従前の基準によるサービス》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護サービス（旧介護予防訪問介護相当） ○通所介護サービス（旧介護予防通所介護相当） <p>《緩和した基準によるサービス》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所型サービス「介護予防生きがい活動支援デイサービス」 <ul style="list-style-type: none"> 給食サービス、日常動作訓練（レクリエーション、筋力トレーニング、趣味活動、野外活動など）を実施する。 【実績】年間延べ利用者数（H29）3,691人（H30）3,969人（H31）4,264人 登録者数（H29）99人（H30）99人（H31）118人 ※各年度3月末日時点 【目標】年間延べ利用者数（R3）4,107人（R4）4,394人（R5）4,701人 登録者数（R3）115人（R4）120人（R5）125人 ※各年度3月末日時点 ○訪問型サービス「シルバーお助けサービス」（平成30年度～） <ul style="list-style-type: none"> 食材の買物、洗濯、掃除など、生活支援のための軽易な日常生活上の援助を実施する。 【実績】利用回数（H30）986回（H31）1,632回 登録者数（H30）34人（H31）45人 ※各年度3月末日時点 延べ利用時間（H30）1301.5時間（H31）2017.5時間 【目標】利用回数（R3）2,726回（R4）2,999回（R5）3,298回 登録者数（R3）84人（R4）100人（R5）110人 ※各年度3月末日時点 延べ利用時間（R3）2,997時間（R4）3,298時間（R5）3,627時間 <p>《短期集中予防サービス》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所型サービス「元気カレッジ」 <ul style="list-style-type: none"> 3～6か月の短期間、週2回専門職（理学療法士や作業療法士、健康運動指導士、保健師等）による生活機能の改善を目的としたストレッチ体操や筋力トレーニングなどの介護予防プログラムを実施する。 【実績】年間実利用者数（H29）10人（H30）7人（H31）3人 【目標】年間実利用者数（R3）3人（R4）5人（R5）7人 	

取組	④健康増進事業	健康づくり課・市民課																								
ねらい	<p>健康の保持・増進のため、食や運動に関する健康相談や健康教育を実施し、生活習慣改善につなげます。</p> <p>また、住民検診の実施により、がんの早期発見・早期治療、生活習慣病の発症予防・重症化予防に努めます。</p>																									
実施内容	<p>《各種がん検診》</p> <p>【実績】受診率</p> <table border="1" data-bbox="376 633 1329 857"> <thead> <tr> <th></th> <th>胃がん</th> <th>大腸がん</th> <th>肺がん</th> <th>子宮頸がん</th> <th>乳がん</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>6.8%</td> <td>16.4%</td> <td>9.6%</td> <td>16.0%</td> <td>14.2%</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>7.0%</td> <td>16.4%</td> <td>10.5%</td> <td>16.2%</td> <td>15.4%</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>6.6%</td> <td>15.8%</td> <td>10.2%</td> <td>15.0%</td> <td>14.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>《特定健康診査》</p> <p>40歳～74歳の国民健康保険加入者に対して、特定健康診査を実施する。</p> <p>【実績】受診率 (H29) 38.6% (H30) 42.3% (H31) 42.0%</p> <p>【目標】受診率 (R3) 52% (R4) 56% (R5) 60%</p> <p>《特定保健指導》</p> <p>特定健診の結果により特定保健指導対象となった者に保健指導を実施する。</p> <p>《生活習慣病重症化予防事業》</p> <p>治療中のコントロール不良者などに対して、かかりつけ医と連携しながら保健指導を実施する。</p>			胃がん	大腸がん	肺がん	子宮頸がん	乳がん	H29	6.8%	16.4%	9.6%	16.0%	14.2%	H30	7.0%	16.4%	10.5%	16.2%	15.4%	H31	6.6%	15.8%	10.2%	15.0%	14.9%
	胃がん	大腸がん	肺がん	子宮頸がん	乳がん																					
H29	6.8%	16.4%	9.6%	16.0%	14.2%																					
H30	7.0%	16.4%	10.5%	16.2%	15.4%																					
H31	6.6%	15.8%	10.2%	15.0%	14.9%																					

取組	⑤高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	健康づくり課・高齢者支援課
ねらい	健康寿命延伸のため、保健指導などの個別支援や、通いの場における健康教育などを通して、生活習慣病の重症化予防や介護予防の取組を実施します。	
実施内容	<p>《低栄養防止・重症化予防の取組》</p> <p>後期高齢者健康診査の結果に基づき、低栄養防止及び重症化予防の対象者になった者に対して、保健指導を実施する。</p> <p>《重複・頻回受診者、重複投薬者への相談・指導》</p> <p>適正受診、適正服薬の促進のために、相談・指導を実施。</p> <p>《健康状態が不明な者の状態把握》</p> <p>健康状態が不明な高齢者や、閉じこもりの可能性がある高齢者の把握を行い、必要に応じて受診勧奨などを実施。</p> <p>《通いの場における健康教育・健康相談》</p> <p>通いの場において、フレイル予防・認知症予防などをテーマにした健康教育等を実施。</p>	

(2) 社会参加と生きがいづくり

高齢者の生きがいづくりのため、様々な活動を通じて地域の中で多くの人とふれあいながら、社会参加を進めていくことのできる取組を進めていきます。

取組	①老人クラブへの支援	高齢者支援課
ねらい	老人クラブは地域社会において、自身の福祉を高めるとともに社会の福祉を進めるのに役立つことを目的とした自主的な組織であり、老人クラブ会員の教養活動、健康活動、レクリエーション、地域社会との交流が円滑に行われるよう支援します。	
実施内容	老人クラブ連合会が実施する研修会や広報活動、友愛訪問等の事業に対し補助金を交付し、老人クラブの育成支援をする。 【実績】市老連加入単位クラブ数 (H29) 65 クラブ (H30) 65 クラブ (H31) 60 クラブ	

取組	②高齢者の生きがい活動支援	高齢者支援課
ねらい	老人クラブ連合会に委託し、スポーツ活動、趣味、健康づくり、レクリエーション等を通して、高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援します。	
実施内容	運動会、ゲートボール大会、ペタンク大会、グラウンドゴルフ大会、高良山のぼり、ダンスパーティー、のど自慢大会、独身者の集い、各種クラブ活動、みのりの大学、作品展などを実施。 【実績】延べ参加者数 (H29) 2,755 人 (H30) 2,657 人 (H31) 2,516 人 【目標】延べ参加者数 (R3) 2,500 人 (R4) 2,520 人 (R5) 2,540 人	

取組	③高齢者地域活動支援補助事業	高齢者支援課
ねらい	高齢者が地域で行われるスポーツ大会や季節行事等に参加する機会を設けることで、多世代間での交流や活動を通して、元気な高齢者の創出を図ります。	
実施内容	校区コミュニティ（校区コミュニティがない校区は行政区）で行う多世代が参加するスポーツ大会や季節行事等に補助を行う。 【実績】参加者数 (H29) 2,864 人 (H30) 1,788 人 (H31) 1,626 人 ※平成 30 年度から補助回数・金額を変更 【目標】参加者数 (R3) 1,600 人 (R4) 1,650 人 (R5) 1,700 人	

取組	④生涯学習の推進	社会教育課
ねらい	生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所で学習し、その成果を地域や社会で活かすことができるよう、各種講座等を実施したり公民館活動を支援したりすることで、市民の生きがいづくり、人材づくりを進めます。	
実施内容	<p>《中央公民館講座事業》</p> <p>まちづくりの視点と資質を養い、地域のつながりの大切さを再認識することを目的とした各種講座を実施。講座で学んだものを、地域で活かせるよう積極的に支援し、コミュニティ協議会等へ働きかける。</p> <p>《中央公民館出張所事業》</p> <p>中学校区単位で出張所を設置。地域の公民館で中央公民館の講座を実施する。</p> <p>《生涯スポーツ普及事業》</p> <p>市民の健康志向の高まりを受け、軽スポーツの普及を推進し、生涯にわたって運動・スポーツを続けられる環境づくりを行う。</p>	

取組	⑤シルバー人材センター事業	福祉課
ねらい	高齢者が豊富な技術や知識、経験を活かして、働くことを通じて生きがいを感じながら地域社会で活躍できるよう、シルバー人材センターを支援します。	
実施内容	<p>シルバー人材センターへ運営費の補助を行い、加入促進を図るとともに、事業活動を支援する。</p> <p>【実績】会員数 (H29) 304人 (H30) 303人 (H31) 303人</p>	

(3) 高齢者の在宅生活支援

高齢者が、加齢に伴い日常生活において何らかの支障をきたす状態になっても、地域で自立した生活を続けていけるよう、日常生活に関わる在宅支援サービスを提供します。(介護保険サービス以外のもの)

取組	①生活支援ショートステイ	高齢者支援課
ねらい	日常生活で支援を必要としている高齢者の家族が、病気・旅行等のために支援ができないとき等に、養護老人ホームを短期間利用することで、これらの高齢者及びその家族の生活の安全・安心を図ります。	
実施内容	市が契約した養護老人ホームへの短期入所により、日常生活（朝食・昼食・夕食・入浴・宿泊等）の支援をする。(要介護認定者は除く) 【実績】登録者数 (H29) 13人 (H30) 14人 (H31) 9人 ※各年度3月末時点	

取組	②給食サービス	高齢者支援課
ねらい	概ね65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯や身体障害者で、自力では食事の準備等ができない人に対してバランスの摂れた食事の確保により、健康管理を図ると同時に、給食を手渡しすることで安否確認を行います。	
実施内容	1日1回夕食のみ。食事の調理・配送、食事状況の把握、見守り（安否確認）を行う。 【実績】年間延べ配食数 (H29) 26,026食 (H30) 25,339食 (H31) 27,184食	

取組	③緊急通報システム	高齢者支援課
ねらい	一人暮らし高齢者や重度障害者等が、急病や災害等の緊急時に緊急通報装置を利用することで、迅速かつ適切に対応できる体制につなぎ、日々の生活における不安を解消します。	
実施内容	心臓病や脳血管疾患などの既往症のある一人暮らし高齢者や重度障害者等に緊急通報装置を貸与する。緊急時に通報ボタンを押すと安全センターへ繋がり、状況判断し近所に住む協力員に訪問してもらう。必要に応じて救急車の手配をする。看護師が24時間の電話相談にも応じるほか、安否確認のための伺い電話も定期的を実施する。 【実績】設置台数 (H29) 30台 (H30) 28台 (H31) 21台 ※各年度3月末時点	

取組	④介護用品給付事業（紙おむつ助成事業）	高齢者支援課
ねらい	重度の要介護者等を在宅で介護している人のうち、低所得世帯の人を対象に、紙おむつ等の購入に係る費用を助成し経済的な負担を軽減します。	
実施内容	<p>自宅で生活している低所得世帯（非課税世帯）の要介護等高齢者で、おむつを常時必要とする人（要介護3以上の人など）に対し、紙おむつ及び尿取りパッドに係る費用のうち一定額（月額3,000円を上限）を助成する。</p> <p>【実績】年間延べ利用者数（H29）204人（H30）175人（H31）176人</p>	

取組	⑤外出支援サービス	高齢者支援課
ねらい	ストレッチャー装着ワゴン車両を利用し、公共交通機関の利用が困難な在宅の寝たきり高齢者や障害者等の医療機関等への外出を支援します。	
実施内容	<p>ストレッチャー装着ワゴン車両により居宅、医療機関等への送迎を行う。</p> <p>【実績】登録者数（H29）19人（H30）19人（H31）16人 ※各年度3月末時点</p>	

取組	⑥生活支援ホームヘルプ	高齢者支援課
ねらい	日常生活で支援を必要とする高齢者のみの世帯に対し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、高齢者の自立した生活の継続を可能にします。	
実施内容	<p>家屋の軽微な修繕、家周りの草取り・草刈り、居室以外の掃除・窓拭きその他の日常的に行われる家事の範囲を超える掃除の支援を行う。</p> <p>【実績】年間利用件数（H30）4件（H31）16件</p> <p>※本事業は、平成30年度から一部のサービスを総合事業の「シルバーお助けサービス」に移行したため、実績値の取得は平成30年度以降とする。</p>	

2. ささえあいのまちづくり

高齢化が進行する中、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくためには、公的な支援のほかにも、高齢者を含む地域住民それぞれが、お互いをささえあうことのできるしくみが必要になります。

このことから、本計画の「基本目標2 ささえあいのまちづくり」に向け、住民、地域、行政が互いに連携し、地域包括支援センターが中心となって、地域ぐるみでのささえあいができる体制づくりを進めていきます。

また、地域包括ケアシステムを支える人材を確保するため、介護事業所への人材育成の支援や、元気高齢者をはじめとする担い手の養成を進めていきます。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築に向けて中心的役割を果たしてきました。

今後は、地域共生社会の実現に向けて、より一層高齢者の相談支援や権利擁護の推進、医療等関係機関との連携を図っていきます。

取組	①総合相談	地域包括支援センター
ねらい	各種相談を一元的に受け付けることにより、迅速に必要なサービスにつなぐとともに、地域内で相談しやすい体制を築いていくことで、高齢者の安心と信頼を確保します。また、介護を行っている家族等の心理的負担軽減や孤立感の解消等を図ります。	
実施内容	(1) 高齢者の心身の状態やその家族の実態を把握し、課題を確認する。 (2) サービスや制度について情報提供し、適切な関係機関につなぐ。 (3) 地域の身近な相談窓口の機能を担えるようネットワーク体制を構築する。 【実績】 相談件数 (H29) 5,031件 (H30) 4,479件 (H31) 5,645件 【目標】 相談件数 (R3) 5,800件 (R4) 5,900件 (R5) 6,000件	

取組	②権利擁護の支援	地域包括支援センター
ねらい	<p>高齢者の権利が侵害されないことがないよう、諸施策の活用を促進し、地域資源を有効に活用することによって、地域での尊厳ある生活を維持していくという権利を守る地域づくりを進めます。併せて高齢者の権利を侵害する問題と、これを防ぐ諸施策について地域の理解を深めます。</p>	
実施内容	<p>(1) 学習会等による意識の啓発と権利侵害の予防に努め、虐待を確認した際には必要な方策へつなぐ。</p> <p>(2) 成年後見制度等の普及啓発・利用促進により財産管理や契約の締結が困難な高齢者の権利を保護する。</p> <p>(3) 悪質商法、詐欺行為等の権利侵害に関し、相談・助言を行い専門機関等へつなぐ。</p>	

取組	③包括的・継続的ケアマネジメント支援	地域包括支援センター
ねらい	<p>包括的（さまざまな支援サービスの総合的な関わり）・継続的（施設から在宅への連続性のある関わり）なケアマネジメントにより、多職種が連携し、高齢者個々の置かれた状況やその変化に応じてサポートできるよう支援します。</p>	
実施内容	<p>(1) 介護支援専門員に対し、研修の実施や介護に関する情報等を提供して、ケアマネジメントの質の向上を図る。</p> <p>(2) 介護支援専門員同士のネットワークづくり。</p> <p>(3) 医療、障害、福祉機関等との連携づくり。</p> <p>(4) サービス担当者会議においてアドバイス等により後方支援する。</p> <p>(5) 地域資源（民生委員、行政区、ボランティア、NPO）等との連携づくり。</p>	

取組	④地域ケア会議	地域包括支援センター
ねらい	<p>個別ケースの有する課題の解決に向けた検討を行うことにより、ケアの質を高め、その人のニーズの充足を目指すとともに支援者のスキルアップを目指します。また、個別支援の検討を出発点として、地域課題を抽出し、解決に必要な社会基盤の整備を図ります。</p>	
実施内容	<p>《地域ケア個別会議》</p> <p>○処遇困難型</p> <p>個別ケース支援の方向性や支援者の役割についてケースを取り巻く関係者で検討をする。</p> <p>【実績】 (H30) 27回 (H31) 27回</p> <p>【目標】 (R3) 36回 (R4) 36回 (R5) 36回</p> <p>○介護予防型</p> <p>要支援認定者について、自立支援の視点に立った支援の方向性を多職種で検討する。</p> <p>【実績】 (H30) 7回 (H31) 11回</p> <p>【目標】 (R3) 12回 (R4) 12回 (R5) 12回</p> <p>《地域ケア推進会議》</p> <p>地域ケア個別会議から見えてきた地域課題について、多職種で解決の方法を検討し、サービス開発や政策への提言につなげる。</p> <p>【実績】 (H30) 2回 (H31) 2回</p> <p>【目標】 (R3) 2回 (R4) 2回 (R5) 2回</p> <p>※平成30年度から地域ケア会議の実施方法を変更したため、実績値の取得は平成30年度以降とする。</p>	

(2) 在宅医療と介護の連携

高齢者が在宅での生活を継続するためには、医療と介護が切れ目なく提供される体制の構築が必要です。高齢者の日常の療養支援・入退院支援・急変時の対応・看取り等の場面において、医療と介護が切れ目なく提供されるよう、医師会等関係機関と協働し医療と介護関係者の連携の推進に取り組み、高齢者の在宅生活の継続を支援していきます。

取組	①在宅医療と介護の連携推進	地域包括支援センター
ねらい	在宅医療と介護の連携を推進し、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、切れ目なく医療・介護サービス等を受けることができるような提供体制の構築を進めます。	
実施内容	<p>八女筑後医師会等と連携し、下記の取組について協議しながら進めていく。</p> <p>(1) 地域の医療・介護関係者等が参画する会議で、在宅医療・介護連携に関して必要な、情報・課題の把握や施策立案を行い、医療・介護関係者に周知を行う。</p> <p>(2) 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行うため、相談窓口を設置する。</p> <p>(3) 在宅医療・介護連携に関し住民の理解を深めるために、住民公開講座や出前講座を実施し、住民への啓発を行う。</p> <p>(4) 医療・介護関係者間の情報共有を支援し、医療・介護関係者に対して在宅医療・介護連携に必要な知識の習得・向上に必要な研修を行う。また、地域の実情に応じて医療・介護関係者を支援する事業を行う。</p> <p>(5) 在宅医療・介護連携に関することについて、同じ二次医療圏内である八女市、広川町及び県と協議の場を持ち連携していく。</p>	

(3) 生活支援体制の整備

高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続するためには、医療や介護サービスなど公的サービスの他に多様な主体による生活支援や介護予防サービスが必要です。そのため、地域資源やニーズの把握により地域の実情に合った高齢者の生活支援・介護予防の取組の充実を推進していきます。

また、「ささえる側」と「ささえられる側」といった関係ではなく、地域住民が世代や心身の状態に関わらず、互いにささえあうまちづくりを進めていきます。

取組	①生活支援体制整備事業	地域包括支援センター
ねらい	<p>住民主体の活動、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センター等の多様な主体と連携し、地域で生活する高齢者を支える地域の体制づくりを推進します。</p>	
実施内容	<p>《生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置》</p> <p>市全域を管轄する第1層生活支援コーディネーター1人、日常生活圏域ごとに配置する第2層生活支援コーディネーターを3人配置する。</p> <p>生活支援コーディネーターは、多様な主体による高齢者の生活支援・介護予防の取組の支援や創出を行い、関係者間のネットワークの構築やニーズと取組のマッチングを行う。また、高齢者の趣味や特技、サークル活動のほか、技術や経験を生かしたボランティア活動や就労的活動など、高齢者の社会参加の取組の支援や創出を行う。</p> <p>《協議体の設置》</p> <p>市全域を対象とした多様な主体のメンバーで構成する第1層協議体「ささえあい協議体」と、校区福祉会で構成する第2層協議体を設置する。協議体は生活支援コーディネーターを組織的に補完し、地域の多様な主体間の情報共有や、連携・協働体制の推進を行う。</p>	

(4) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保 <New>

団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、介護や支援を必要とする人は約1.5倍になる見込みです。一方、現役世代人口の減少に伴い、介護人材不足がさらに深刻化することは明らかです。地域包括ケアシステムを推進するためには、介護職員の確保及び定着化の取組が必要です。

市内においても多くの事業所で介護人材不足や介護職員の高齢化、離職などの課題を挙げており、厳しい実情が明らかになっています。

このような中、市では県と連携し必要となる介護人材の確保・定着化に向けて取組を進めていきます。

また、総合事業の担い手についても、生活支援コーディネーターや協議体を中心としながら、高齢者の社会参加等を進めつつ、担い手の養成・確保に向けた取組を進めます。

取組	①介護職員交流推進事業	高齢者支援課
ねらい	介護職員の人材不足が深刻化する中、職員のモチベーションを保つ取組を行い、離職防止・職員の定着化を図ります。	
実施内容	市内介護事業所に勤務する入職後概ね3年未満の職員を対象とし、スキルアップのための様々な研修やグループディスカッションを行い、事業所の垣根を越えて日頃の悩みや不安を気軽に話せる関係づくりを推進する。 【目標】参加者数 (R3) 30人 (R4) 30人 (R5) 30人	

取組	②介護分野への元気高齢者等参入促進事業	高齢者支援課・地域包括支援センター
ねらい	介護やボランティアに関する研修を受けた元気高齢者等に介護事業所でのボランティアに従事してもらうことで、介護従事者の負担を軽減し、介護人材の裾野を広げます。また、高齢者の社会貢献、生きがいづくりに寄与します。	
実施内容	元気高齢者や子育てが落ち着いた世代で、介護事業所でのボランティアを希望する人を対象に、介護に関する入門的研修を開催し、修了者には、ボランティアの受け入れを希望する施設・事業所を紹介する。 【目標】受講者数 (R3) 15人 (R4) 15人 (R5) 15人	

取組	③ボランティアポイント事業（介護人材確保分）	高齢者支援課
ねらい	介護事業所でボランティア活動をした人に対してインセンティブを与えることにより、ボランティア活動継続の励みとなり、モチベーションアップにつなげます。	
実施内容	<p>介護に関する入門的研修を修了し、介護事業所でボランティア活動をした人に対し、実績に応じてポイントを付与し、商品券等と交換する。</p> <p>【目標】ポイント申請者（R3）12人 （R4）22人 （R5）32人</p>	

3. 笑顔あふれる安全・安心のまちづくり

高齢者の7人に1人は認知症であると見込まれています。認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものです。認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けていくため、認知症の人や家族が感じている生活の障壁を減らしていくことが必要です。

また近年、全国各地で様々な自然災害が発生する中、安全・安心に生活を送ることができるよう、見守りや災害時支援に対する取組も必要であり、そのほか地域で安心して生活できる住まい方についても、取組を進める必要があります。

よって、本計画の「基本目標3 笑顔あふれる安全・安心のまちづくり」に向け、住民、地域、行政が互いに連携し、高齢者を含むすべての住民が安全に、安心して生活できる体制づくりを進めていきます。

(1) 認知症に対する取組【重点施策2】

国の認知症施策推進大綱にもとづき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って過ごせる社会を目指し、認知症の人が地域で自立した日常生活を送るための支援を進めていきます。

また近年、認知症高齢者等が行方不明となる事案が増加しています。生命・身体の安全の確保と早期発見につなげるため、更に地域住民の認知症に対する理解を深め、見守り機能の充実を図る必要があります。

取組	①認知症サポーター養成	地域包括支援センター
ねらい	地域住民・商店・銀行など認知症の人に対応する機会がある人、団体の他、小・中学校などでも、認知症についての正しい知識と対応を学び、認知症になっても住み慣れた地域で可能な限り生活できるように支援する認知症サポーターを養成します。	
実施内容	認知症サポーター養成講座に関する広報活動を強化し、サポーターの普及を図る。 講師：認知症キャラバン・メイト 講座受講者には、認知症サポーターの証「オレンジリング」を交付する。 【実績】 認知症サポーター年度末累積数 (H29) 2,663人 (H30) 2,924人 (H31) 3,187人 【目標（累積）】 (R3) 3,550人 (R4) 3,800人 (R5) 4,050人	

取組	②認知症支援体制の構築	地域包括支援センター
ねらい	認知症の人の早期診断と治療、生活支援等の充実に向け、地域の医療・介護関係者が連携して取り組みます。	
実施内容	<p>(1) 認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れ）の活用。</p> <p>(2) 認知症地域支援推進員が中心となり、認知症医療センターを含む医療機関や介護サービス事業所、認知症サポーター等、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を進める。</p> <p>(3) 認知症初期集中支援チームの活動を推進し、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に必要な初期の支援を行い、認知症の早期発見・早期対応をする。</p> <p>(4) 認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターの活動をつなぐ「チームオレンジ」の活動を支援する。</p>	

取組	③成年後見制度利用支援	地域包括支援センター
ねらい	認知症などで判断能力に欠ける高齢者の権利を擁護し、安心して生活できるように支援します。	
実施内容	<p>認知症などで成年後見人等が必要であるにもかかわらず、申立人がいない場合に、市長が申立てを行う。また費用負担が困難な者に対して成年後見人等の報酬の助成を行う。</p> <p>【実績】 市長申立て件数 (H29) 2件 (H30) 3件 (H31) 0件</p>	

取組	④高齢者障害者等SOSネットワーク	高齢者支援課
ねらい	認知症などが原因で行方不明となった高齢者等を、地域のネットワーク協力機関と連携することにより、早期発見し生命・身体の安全に努めます。	
実施内容	<p>認知症高齢者等の行方不明者の捜索願が出た場合に、地域のネットワーク協力機関に行方不明者情報をFAX送信し、早期発見を図る。また家族・親族の申し出により、行方不明になる恐れのある認知症高齢者等の情報を事前登録し、速やかに対応できるようにする。</p> <p>【実績】 稼働件数 (H29) 0件 (H30) 1件 (H31) 3件</p>	

取組	⑤家族介護者への支援事業	高齢者支援課
ねらい	在宅での介護が安心してできるよう、在宅介護の継続・向上に資する事業を実施することにより家族の精神的・身体的負担の軽減につなげます。	
実施内容	<p>介護家族の会に委託し、介護の悩み相談に応じ、介護の知識・技術の習得等の家族介護者向けの介護教室等を開催する。</p> <p>【実績】 延べ受講者数 (H29) 49人 (H30) 47人 (H31) 53人</p>	

(2) 地域で安全・安心に暮らす

高齢者が、地域の中で安全・安心に暮らしていくことができるよう、災害時を含めた緊急時等に、必要な支援につながる見守り・支援体制の整備や、防災・防犯のための取組を進めていきます。

また、日頃から介護事業所等と連携し、災害や感染症に対する訓練の実施や具体的計画の確認、対策の周知啓発、平時から必要な物資の備蓄・調達状況等について確認を行うなど、県や他部署とも連携し、介護事業所等への支援を行います。

高齢者の住まいは、持家としての住宅や賃貸住宅の他、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など多様化していますが、いずれにおいても高齢者一人ひとりのニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービス等を利用しながら安心して生活できるよう取り組めます。また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数、設置状況について、県と情報連携を図っていきます。

取組	①ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク	高齢者支援課
ねらい	地域における見守り活動が充実することで、ひとり暮らし高齢者等が、在宅で安心した生活ができるよう支援します。	
実施内容	各家庭を訪問する機会の多い新聞配達や郵便事業者、生協等と協定を結び、ひとり暮らし高齢者の状況に異変を察知した場合、市に情報提供し緊急の場合は警察や消防に通報する。 【実績】協定締結件数（累積）（H29）14件 （H30）14件 （H31）14件	

取組	②高齢者在宅実態調査	高齢者支援課
ねらい	高齢者独居世帯、高齢者のみの世帯、在宅の寝たきり高齢者を対象に、民生委員が日頃の身体状況や在宅生活状況等を把握しておくことで、緊急時に情報提供が可能となり早期解決に寄与します。	
実施内容	市からの情報を基に、民生委員の自宅訪問による調査を毎年実施する。 調査結果を民生委員と市、社会福祉協議会、地域包括支援センター（地区ステーション含む）、消防署で共有し緊急時等に活用する。	

取組	③災害時等の支援体制の整備	防災安全課・福祉課 高齢者支援課
ねらい	地域住民と市が連携した取組を実施し、地域住民自らが行う自主防災活動に必要な支援を行ったり、災害発生時に自力で避難ができない高齢者等が地域のささえあい等により必要な支援が受けられるようにすることで、地域の安全で安心なまちづくりを推進します。	
実施内容	<p>自主防災組織において毎年防災訓練を実施し、災害時の情報伝達や避難行動等を迅速かつ的確に行えるよう、避難・情報伝達・炊き出し等の訓練を実施する。</p> <p>また、災害時における安否情報や情報提供、避難所への誘導等を迅速かつ的確に行えるよう自主防災組織、地域コミュニティ、民生委員等と連携を図りながら、災害時要援護者の居住場所、身体状況、家族構成、緊急時の連絡先等の把握に努める。</p>	

取組	④消費生活相談	消費生活センター
ねらい	消費者が、消費生活に関する正しい知識を習得し、トラブルを未然に防げるようにします。また、消費生活に関する相談内容は日々複雑・多様化しています。専門窓口を設置することにより、相談を通して、消費者の不安や悩みの解消に努めます。	
実施内容	<p>事業者と消費者との取引に関して生じた苦情の処理、斡旋等を行う。また、消費トラブルを未然に防ぐため、地域への出前講座や広報啓発等を行う。</p> <p>【実績】相談件数 (H29) 237件 (H30) 267件 (H31) 225件</p>	

取組	⑤交通安全の推進	防災安全課
ねらい	交通ルールを守り、交通安全を心がけるよう交通安全についての市民意識を高め、交通事故ゼロを目指します。	
実施内容	<p>警察、交通安全協会、校区コミュニティ等と連携を図り、交通安全に対する啓発、高齢者向けの交通安全教室などを行う。</p> <p>高齢運転者の交通事故防止及び事故時の被害軽減を図るため、自動車への後付け安全運転支援装置の設置費用と安全運転支援自動車の購入費用の一部を補助する。</p>	

取組	⑥コミュニティ自動車による移動手段の確保	都市対策課
ねらい	<p>地域住民の通院、通学、買い物など日常生活に不可欠な移動手段を構築することで、駅やバス停から距離がある地域や、路線バスの運行本数が少ないなど、公共交通不便地域の利便性向上を図ります。</p>	
実施内容	<p>コミュニティ自動車の運行責任の所在及び安全基準の明確化を図りつつ、市民ニーズに応じた地域との協働によるコミュニティ自動車の導入を推進する。</p> <p>また、市内の公共交通網の在り方を整理し、都市規模に見合った快適かつ持続可能な公共交通システムを実現するため、「地域公共交通計画」の策定を行う。</p> <p>【実績】 実施地域数 (H29) 3 地域 (H30) 4 地域 (H31) 5 地域</p>	

【筑後市の福祉に関する圏域のイメージ】

○市全域：市全体で取り組むべき課題や各種施策について総合的に企画、調整を行う範囲

＊市全域を対象とした公的な相談・福祉サービスの提供

○校区コミュニティ

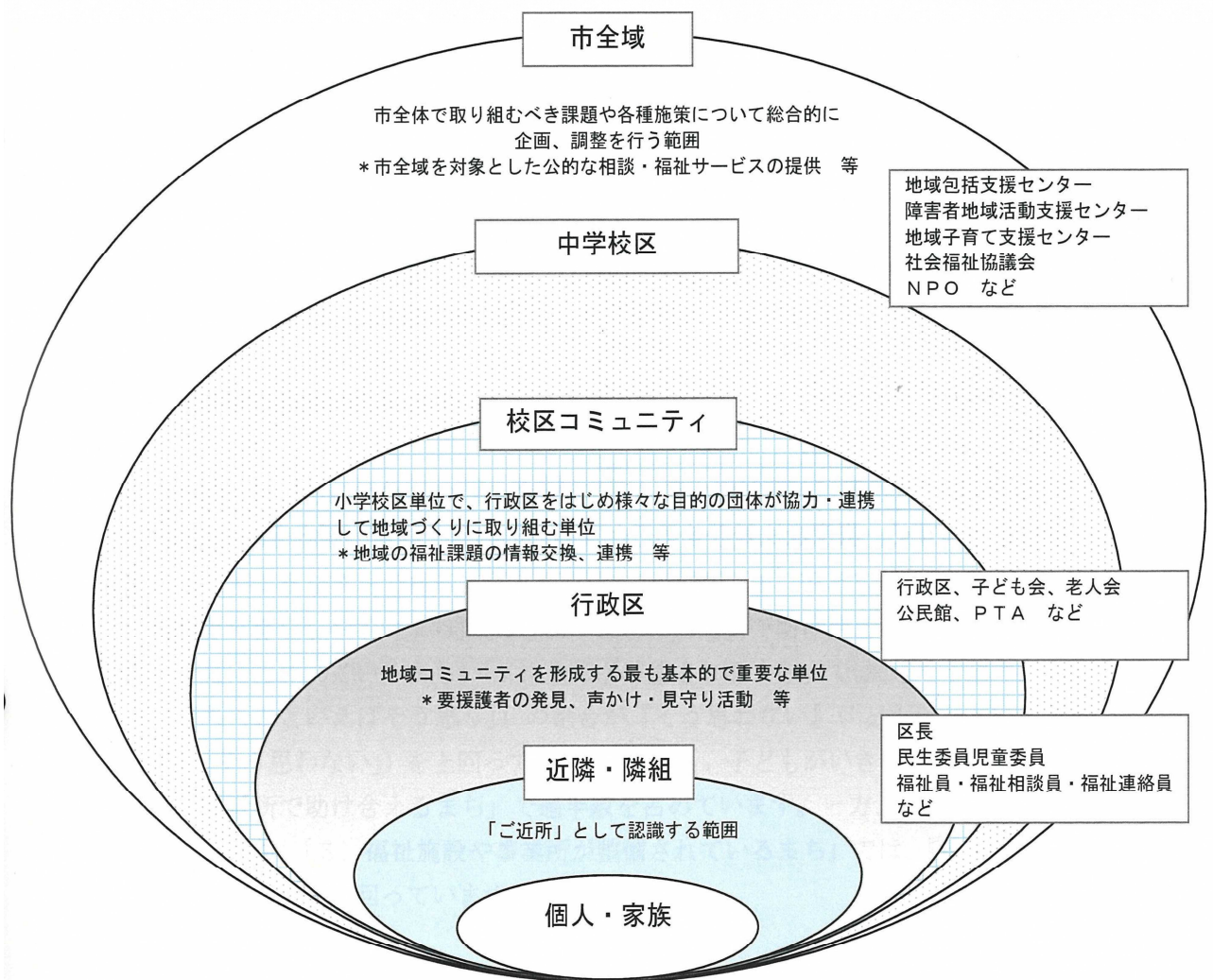
＊地域の福祉活動、地域の福祉課題の情報交換、連携

○行政区：市民の生活に最も身近な自治会の範囲

＊民生委員・福祉員による見守り活動、防災・防犯活動

○近隣、隣組：「ご近所」として認識する範囲

＊近隣での要援護者の発見、声かけ・見守り活動



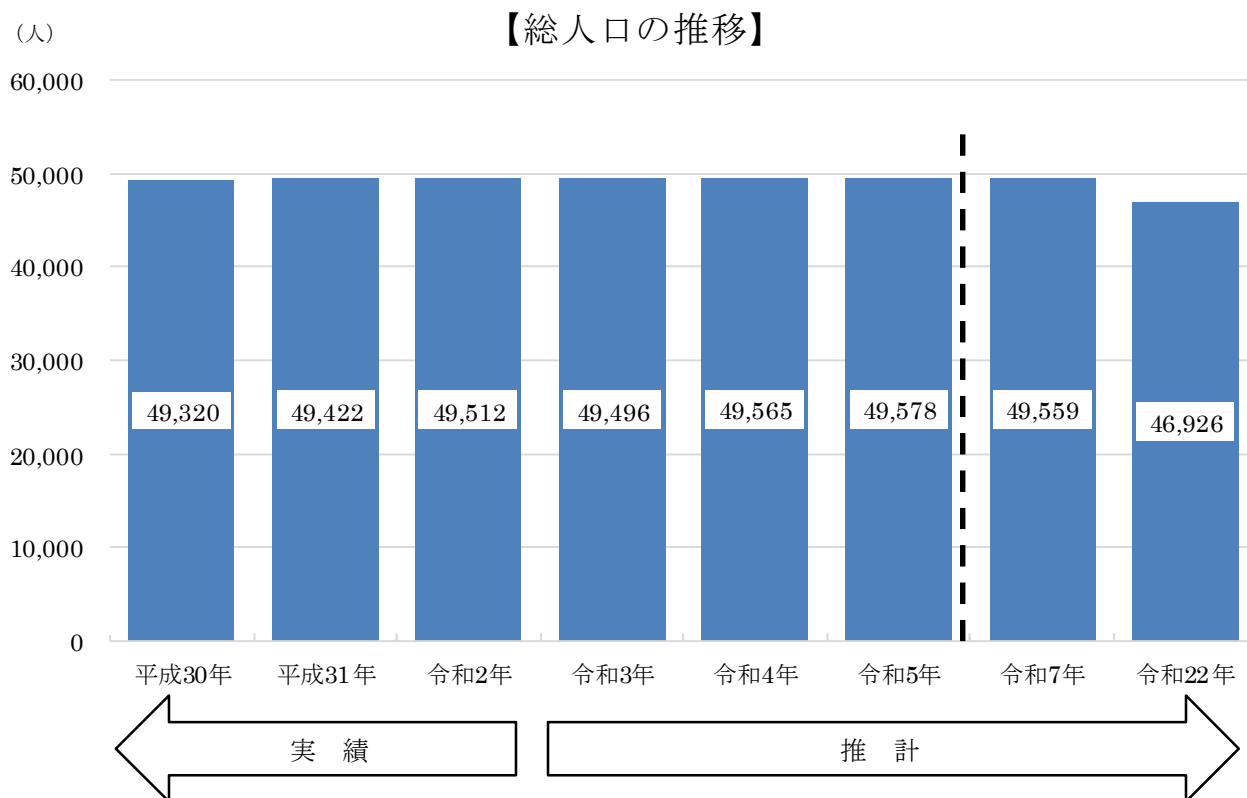
資料：筑後市地域福祉計画・筑後市社会福祉協議会地域福祉活動計画より

第5章 介護保険事業の展開

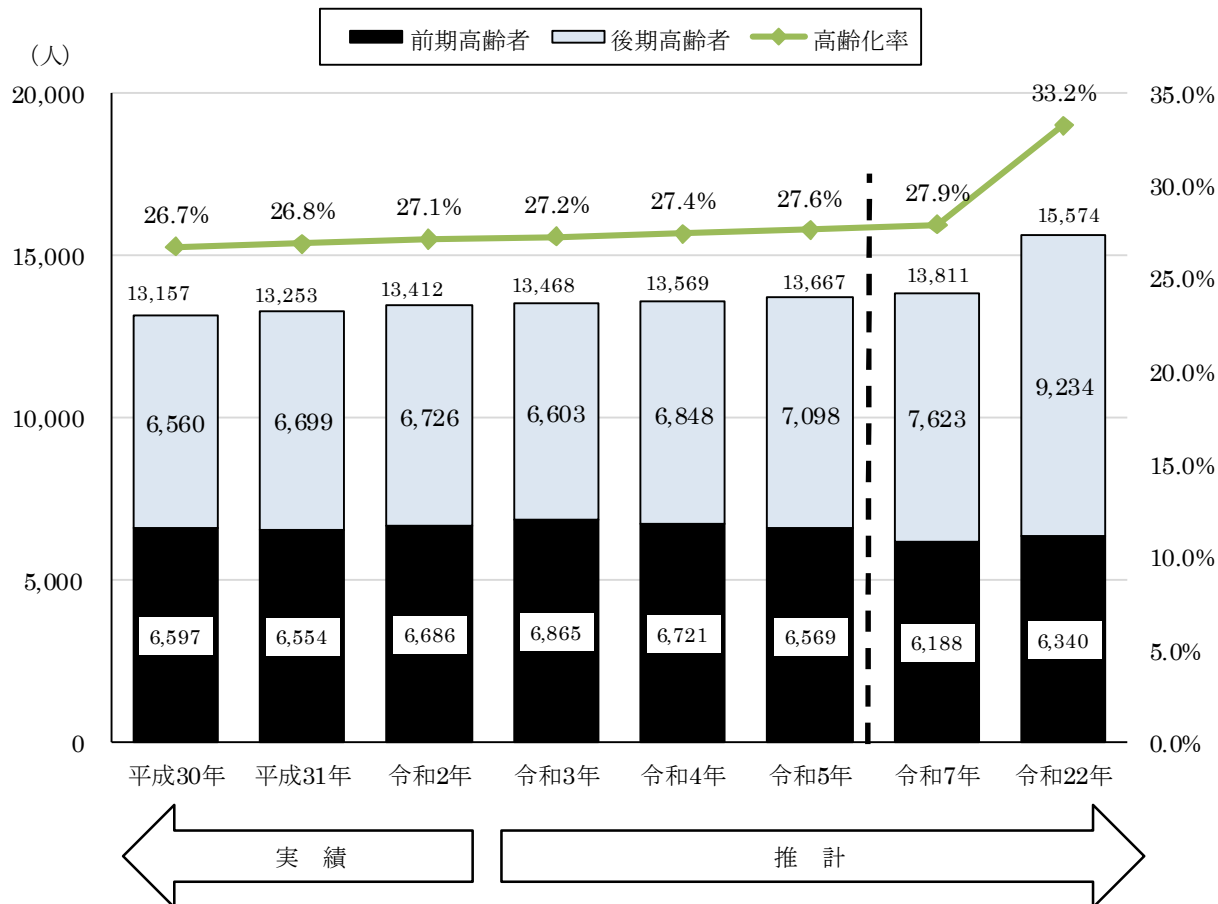
1. 2025年（令和7年）の筑後市の姿

本市の総人口は近年微増となっており、第8期計画期間である令和3年度から令和5年度にかけても、この傾向が続くものと見込まれています。しかしながら、令和7年の総人口は49,559人と見込まれており、令和5年をピークに総人口は減少していくことが予想されます。

一方、高齢者数の推移をみると、今後も増加することが見込まれており、その結果高齢化率も同じく上昇を続け、令和2年の27.1%から、令和7年には27.9%、令和22年には33.2%に達する見込みです。これを前期、後期高齢者別にみると、前期高齢者数は令和3年をピークに団塊のジュニア世代が高齢者となる令和22年以前までは減少を続けますが、後期高齢者数は一貫して増加するよう見込まれています。



【高齢者数の推計】



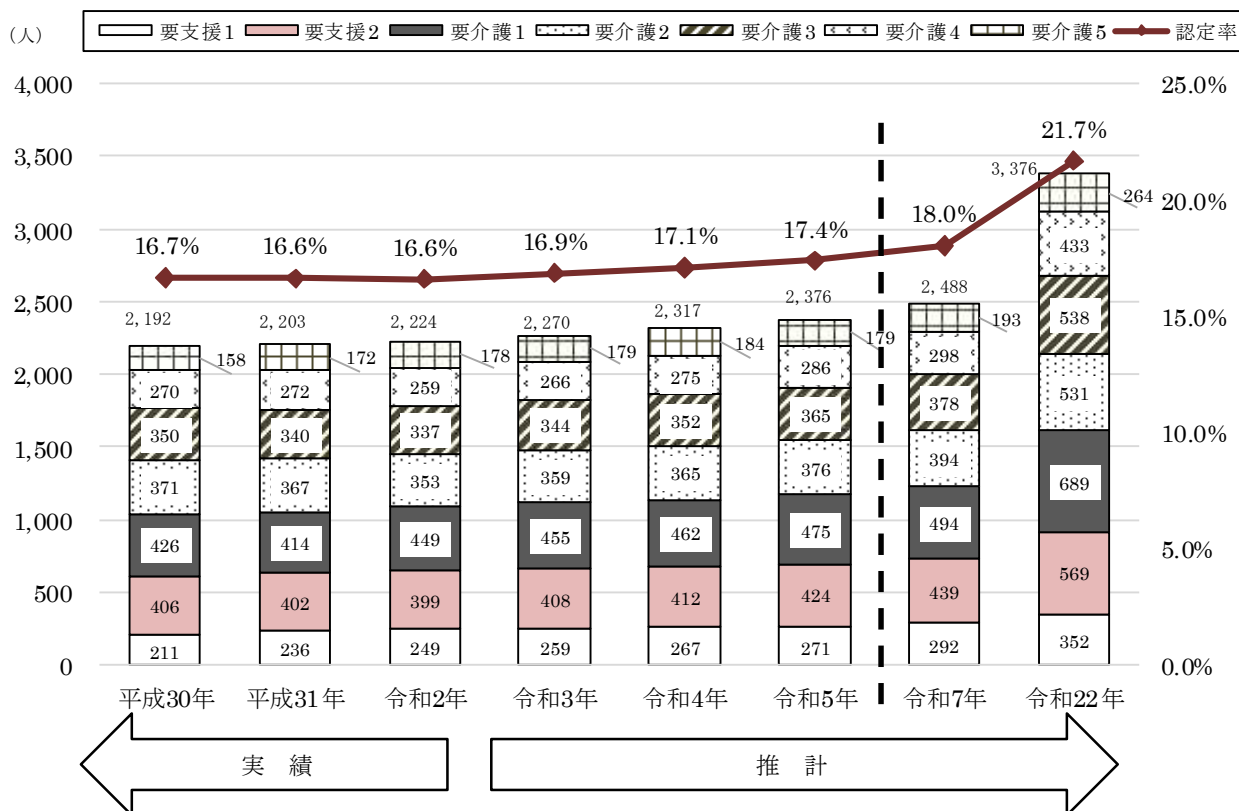
資料：筑後市住民基本台帳（各年9月1日現在）

（単位：人、％）

	実績			推計				
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
総人口	49,320	49,422	49,512	49,496	49,565	49,578	49,559	46,926
第1号被保険者数	13,157	13,253	13,412	13,468	13,569	13,667	13,811	15,574
65～74歳	6,597	6,554	6,686	6,865	6,721	6,569	6,188	6,340
75歳以上	6,560	6,699	6,726	6,603	6,848	7,098	7,623	9,234
第2号被保険者数 (40～64歳)	15,721	15,851	15,901	15,936	16,002	16,043	16,247	13,701
高齢化率	26.7%	26.8%	27.1%	27.2%	27.4%	27.6%	27.9%	33.2%

要介護認定者数の推計結果からは、令和7年には2,488人、令和22年度には3,376人に達することが見込まれており、今後も増加していくことが予想されます。

この結果、要介護認定率は平成30年の16.7%から、令和7年には18.0%、令和22年には21.7%になるものと見込まれています。



※認定者数には第2号被保険者数含む。

厚生労働省「見える化システム」により筑後市試算（以下同じ）

（各年10月1日現在）

2. 筑後市の日常生活圏域

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、身近な日常生活の区域ごとに介護サービスの提供を行うとともに、地域間の均衡のとれた基盤整備を行うために設けています。

日常生活圏域の設定にあたっては、第7期計画と同じく「羽犬塚中学校区」「筑後中学校区」「筑後北中学校区」の3つの圏域を定め、この圏域の中でサービス供給のバランスをとりつつ利用者の利便性を高めていきます。

【圏域ごとの人口、高齢化率、要介護認定者数の状況】

圏域	人口（人）	高齢化率（％）	要介護認定者数（人）
羽犬塚中学校区	16,981	23.4	650
筑後中学校区	16,725	31.2	858
筑後北中学校区	15,804	27.0	667

資料：筑後市住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

【圏域ごとの介護保険施設等と定員】

圏域	社会資源（定員：人）	
羽犬塚中学校区	特定施設入居者生活介護 ^{※1} （混合型）	29
	認知症対応型共同生活介護 ^{※2}	27
	小規模多機能型居宅介護	25
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所
	有料老人ホーム	79
筑後中学校区	介護老人福祉施設 ^{※3}	205
	介護老人保健施設 ^{※4}	82
	認知症対応型共同生活介護 ^{※2}	36
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29
	有料老人ホーム	128
筑後北中学校区	介護老人福祉施設 ^{※3}	50
	介護老人保健施設 ^{※4}	100
	認知症対応型共同生活介護 ^{※2}	27
	小規模多機能型居宅介護	25
	認知症対応型通所介護	24
	有料老人ホーム	15

※1 特定施設入居者生活介護：介護付有料老人ホーム

※2 認知症対応型共同生活介護：グループホーム

※3 介護老人福祉施設：特別養護老人ホーム（特養）

※4 介護老人保健施設：介護老人保健施設（老健）

3. 介護サービス量の見込み

※48 ページ以降の各種推計値（給付費・保険料等）は、現時点の暫定値です。今後、介護報酬改定等により、変動することがあります。

（1）介護予防サービス・居宅サービス

「介護予防サービス」と「居宅サービス」については、第7期計画期間のサービス給付状況と、今後の認定者数の推計をもとに、サービス利用者数及び給付費を推計しました。

【第7期実績】

		平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度 (見込み)
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費（千円）	4,299	3,514	4,090
	回数（回）	126.9	107.8	132.5
	人数（人）	11	10	9
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	2,585	1,355	3,789
	回数（回）	79.3	40.5	109.9
	人数（人）	6	3	7
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	2,099	2,723	3,963
	人数（人）	22	26	35
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	40,824	40,306	32,068
	人数（人）	96	95	78
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	399	980	0
	日数（日）	4.8	14.2	0.0
	人数（人）	2	2	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	519	422	439
	日数（日）	4.4	3.7	4.0
	人数（人）	1	1	1
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院） ※新設	給付費（千円）	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	8,752	9,868	11,843
	人数（人）	153	163	191
特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円）	1,300	1,576	2,190
	人数（人）	4	5	7
介護予防住宅改修	給付費（千円）	8,092	11,230	8,886
	人数（人）	7	10	8
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	1,209	3,319	8,189
	人数（人）	2	4	9

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

【第8期推計】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	4,466	4,466	4,466
	回数(回)	143.8	143.8	143.8
	人数(人)	10	10	10
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	2,979	3,475	3,972
	回数(回)	86.4	100.8	115.2
	人数(人)	6	7	8
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	4,280	4,280	4,386
	人数(人)	38	38	39
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	40,318	41,292	42,052
	人数(人)	96	98	100
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	600	600	1,200
	日数(日)	6.8	6.8	13.6
	人数(人)	1	1	2
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	483	966	1,234
	日数(日)	4.4	8.8	12.7
	人数(人)	1	2	3
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	12,498	13,252	13,636
	人数(人)	202	214	220
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	2,497	2,805	3,112
	人数(人)	8	9	10
介護予防住宅改修	給付費(千円)	11,059	12,242	13,426
	人数(人)	10	11	12
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	10,286	11,023	11,023
	人数(人)	11	12	12

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

【第7期実績】

		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)
居宅サービス				
訪問介護	給付費(千円)	154,952	159,762	180,234
	回数(回)	5,002.8	4,978.6	5,419.6
	人数(人)	223	228	235
訪問入浴介護	給付費(千円)	5,952	8,969	12,040
	回数(回)	44	69	92
	人数(人)	8	10	13
訪問看護	給付費(千円)	33,001	32,513	32,512
	回数(回)	766.4	751.9	741.5
	人数(人)	63	59	60
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	7,321	5,999	7,341
	回数(回)	223.3	178.3	226.1
	人数(人)	14	13	17
居宅療養管理指導	給付費(千円)	23,004	21,821	21,022
	人数(人)	172	160	151
通所介護	給付費(千円)	468,560	464,795	472,029
	回数(回)	5,475	5,494	5,482
	人数(人)	437	429	413
通所リハビリテーション	給付費(千円)	175,580	167,714	158,511
	回数(回)	1,677.1	1,636.9	1,531.3
	人数(人)	164	162	154
短期入所生活介護	給付費(千円)	84,728	73,731	98,287
	日数(日)	886.5	745.3	1,019.5
	人数(人)	82	67	58
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	10,154	9,742	5,545
	日数(日)	77.6	73.6	38.6
	人数(人)	13	12	9
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院) ※新設	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	48,852	47,247	47,863
	人数(人)	385	365	377
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	2,192	2,014	4,461
	人数(人)	6	5	13
住宅改修費	給付費(千円)	5,908	7,939	7,515
	人数(人)	6	7	9
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	63,110	65,839	71,225
	人数(人)	28	29	31

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

【第8期推計】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス				
訪問介護	給付費(千円)	189,041	207,860	212,848
	回数(回)	5719.2	6269.8	6404.8
	人数(人)	242	251	259
訪問入浴介護	給付費(千円)	16,161	18,070	18,513
	回数(回)	123.8	138.5	141.6
	人数(人)	16	18	18
訪問看護	給付費(千円)	32,689	34,379	35,031
	回数(回)	749.0	784.4	800.4
	人数(人)	64	67	68
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	7,397	7,748	8,061
	回数(回)	227.4	239.2	248.0
	人数(人)	20	21	22
居宅療養管理指導	給付費(千円)	22,335	23,616	24,355
	人数(人)	161	170	175
通所介護	給付費(千円)	517,221	527,801	539,267
	回数(回)	5,959.7	6,101.6	6,253.6
	人数(人)	431	430	434
通所リハビリテーション	給付費(千円)	189,958	186,358	192,701
	回数(回)	1765.9	1,754.5	1,817.8
	人数(人)	176	178	185
短期入所生活介護	給付費(千円)	114,380	118,134	116,642
	日数(日)	1,187.7	1,224.4	1,213.1
	人数(人)	72	74	74
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	10,991	10,991	10,991
	日数(日)	75.3	75.3	75.3
	人数(人)	12	12	12
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	48,665	52,085	54,526
	人数(人)	384	408	430
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	5,066	5,771	6,164
	人数(人)	15	17	19
住宅改修費	給付費(千円)	8,439	9,363	10,090
	人数(人)	10	11	12
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	70,921	74,600	76,399
	人数(人)	31	32	33

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

(2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で継続して暮らすことができるよう、24 時間体制で高齢者を支えるなど「地域包括ケア」の拠点となるサービスです。原則として本市の住民だけが利用できます。また、サービス事業者は、本市が指定、指導・監督を行います。

地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスについては、日常生活圏域ごとの特徴や状況を勘案し、下記のとおり基盤整備計画を定め、第8期計画期間のサービス給付の状況や今後の認定者数の推計をもとに、サービス利用者数及び給付費を推計しました。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて 24 時間、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

高齢者独居世帯や高齢者のみの世帯が増加する中、高齢者の安心と介護家族の負担軽減に寄与するものとして、第7期期間中に1事業所整備しましたので、今計画中の整備は見送り、当該事業所の利用普及を図ります。

②夜間対応型訪問介護

夜間にヘルパーが定期的に訪問したり、連絡のあった家庭を訪問し、介護を行うサービスです。

1事業所あたり300人程度の利用者を想定したサービスですが、現時点での本市の夜間・早朝の訪問介護利用実績は10人前後（有料老人ホーム入居者等を除く）と少ないことから、本計画期間中の整備は見送り、既存の訪問介護事業所等で対応します。

③介護予防認知症対応型通所介護/認知症対応型通所介護

認知症の高齢者の方が、施設に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。

現在、単独型事業所（定員12人）が2か所開設しています。認知症高齢者の在宅生活を支えるため、共用型事業所の整備を既存のグループホームへ働きかけていきます。

④介護予防小規模多機能型居宅介護/小規模多機能型居宅介護

通い（デイサービス）を中心として、利用者の心身の状況、環境、希望に応じて、訪問（ホームヘルプサービス）や泊まり（ショートステイ）などのサービスを組み合わせ、居宅やその施設において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができるサービスです。

現在、3つの日常生活圏域のうち2つの圏域で1事業所ずつ整備されています。本計画期間中に残る1つの圏域でも1事業所を整備し、全ての圏域でのサービス提供を目指します。

⑥介護予防認知症対応型共同生活介護/認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者の方が、家庭的な雰囲気の中で、少人数で共同生活を送りながら、介護を受けることができるサービスです。

第7期期間中に1ユニット整備しましたが、認知症高齢者の増加や入居待ちの状況等を踏まえ、2ユニット（18床）整備することを目指します。

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員が29人以下の介護専用型特定施設（有料老人ホームやケアハウスなど）に入居しながら、入浴や排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

現在、市内には広域型の特定施設が1か所、有料老人ホームが6か所、サービス付き高齢者向け住宅が1か所あります。これらの利用者数や入居待機者数、利用希望や被保険者の経済状況等を勘案し、本計画期間中の整備は見送ります。

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入居定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームにおいて、日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

市内には現在、広域型の介護老人福祉施設が3か所（255床）、地域密着型の介護老人福祉施設が1か所（29床）あります。一方、福岡県による調査や介護事業者からの聞き取り調査等によると、市民の施設入所待機者は約99人（令和2年8月時点）、そのうち、在宅生活が困難で特に優先度の高いと思われる方が30～40人程度でした。

施設入所待機者は、高齢者数の増加に伴い、今後さらに増加すると見込まれます。待機者の解消のため、地域密着型介護老人福祉施設を1事業所（29床）整備することを目指します。

⑧看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられるサービスです。

地域包括ケアシステムを構築するにあたって、相当程度の医療ニーズを持つ利用者の在宅生活の限界点を高める観点から、本計画期間中に1事業所整備することを目指します。

⑨地域密着型通所介護

利用者が地域密着型通所介護の施設（利用定員18人以下のデイサービスセンターなど）に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで受けられるサービスです。

現在、市内には地域密着型の通所介護事業所が6か所、広域型の通所介護事業所が12か所あり、他自治体に所在する事業所も含め、通所介護全体としてサービス供給量は充足していることから、市が主体的に整備はしないこととします。

【第7期実績】

		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)
(1) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	173	135	0
	回数(回)	1.8	1.3	0.0
	人数(人)	1	1	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	2,529	1,300	0
	人数(人)	3	1	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	763	0
	人数(人)	0	1	0

		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	6,910	7,411	4,836
	人数(人)	4	4	4
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	64,125	61,563	74,067
	回数(回)	554.7	520.1	617.6
	人数(人)	32	30	30
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	39,843	46,977	70,791
	人数(人)	20	23	30
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	255,339	259,255	271,405
	人数(人)	85	86	90
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	88,267	86,282	89,194
	人数(人)	29	28	29
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	97,606	95,067	102,324
	回数(回)	1,068.2	1,014.9	1,104.6
	人数(人)	79	73	82

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

【第8期推計】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	203	203	532
	回数(回)	2.0	2.0	5.5
	人数(人)	1	1	2
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	663	1,327	1,878
	人数(人)	1	2	3
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	2,702	2,702	2,702
	人数(人)	1	1	1

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	11,434	15,376	22,906
	人数(人)	8	10	15
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	70,579	74,748	77,014
	回数(回)	589.1	622.3	643.4
	人数(人)	31	32	33
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	69,864	76,185	92,577
	人数(人)	31	33	40
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	298,606	299,350	352,365
	人数(人)	99	99	117
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	89,194	89,194	178,449
	人数(人)	29	29	58
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	3,923	3,923	3,923
	人数(人)	1	1	1
地域密着型通所介護	給付費(千円)	111,082	120,582	126,926
	回数(回)	1,192.4	1,283.1	1351.2
	人数(人)	87	93	98

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

(3) 施設サービス

施設サービスについては、第7期計画期間のサービス給付の状況や、今後の認定者の推計、次期計画期間内の施設整備計画等をもとに、サービス利用者数を推計しました。

【第7期実績】

		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)
施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費(千円)	616,454	683,893	699,057
	人数(人)	214	227	226
介護老人保健施設	給付費(千円)	644,527	619,567	640,958
	人数(人)	206	191	190
介護医療院	給付費(千円)	3,306	54,515	58,632
	人数(人)	1	12	13
介護療養型医療施設	給付費(千円)	63,984	9,597	0
	人数(人)	15	2	0

【第8期推計】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費(千円)	728,257	743,605	758,719
	人数(人)	235	240	245
介護老人保健施設	給付費(千円)	640,958	644,739	650,371
	人数(人)	190	191	193
介護医療院	給付費(千円)	72,289	72,289	72,289
	人数(人)	16	16	16
介護療養型医療施設	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

(4) 介護予防支援・居宅介護支援

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。

【第7期実績】

		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)
介護予防支援	給付費(千円)	11,900	12,395	13,576
	人数(人)	225	233	253

		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)
居宅介護支援	給付費(千円)	142,542	134,374	140,445
	人数(人)	804	775	773

【第8期推計】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防支援	給付費(千円)	14,268	14,856	15,287
	人数(人)	266	277	285

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援	給付費(千円)	145,417	151,419	155,968
	人数(人)	799	832	856

※給付費は年間累計の金額、人数は1月当たりの利用者数。

4. 第1号被保険者の保険料

(1) 標準給付費の見込み

高齢化の進展による自然増や介護報酬改定の影響等を踏まえて見込んだ総給付費に、過去の実績から見込んだ特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を合わせて、標準給付費を推計しました。

【標準給付費見込額】

(単位：円)

	第8期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額 (A)	3,831,071,396	3,931,309,513	4,181,566,711	11,943,947,620
総給付費	3,582,169,000	3,681,675,000	3,916,001,000	11,179,845,000
特定入所者介護サービス費等 給付額 (財政影響額調整後)	139,158,028	133,997,813	142,969,243	416,125,084
特定入所者介護サービス 費等給付額	153,184,000	155,326,000	165,729,000	474,239,000
特定入所者介護サービス 費等の見直しに伴う財政 影響額	14,025,972	21,328,187	22,759,757	58,113,916
高額介護サービス費等給付額	93,537,368	98,666,300	104,527,548	296,731,216
高額介護サービス費等給 付額	95,002,000	101,002,000	107,002,000	303,006,000
高額介護サービス費等の 見直しに伴う財政影響額	1,464,632	2,335,700	2,474,452	6,274,784
高額医療合算介護サービス費 等給付額	14,294,000	15,000,000	16,000,000	45,294,000
算定対象審査支払手数料	1,913,000	1,970,400	2,068,920	5,952,320
審査支払手数料支払件数	47,825	49,260	51,723	148,808

(2) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業には、①介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的支援事業、③任意事業の3つの事業があります。これらの事業に係る費用について推計しました。

【地域支援事業費見込額】

(単位：円)

	第8期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業(C)	172,626,980	181,662,460	182,656,529	536,945,969
訪問型サービス	38,517,000	39,658,000	40,708,000	118,883,000
旧介護予防訪問介護相当サービス (136人)	35,550,000	36,261,000	36,972,000	108,783,000
訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)	2,967,000	3,397,000	3,736,000	10,100,000
通所型サービス	80,772,000	84,300,000	85,800,000	250,872,000
旧介護予防通所介護相当サービス (244人)	65,000,000	66,500,000	68,000,000	199,500,000
通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	14,784,000	16,800,000	16,800,000	48,384,000
通所型サービスC(短期集中予防サービス)	988,000	1,000,000	1,000,000	2,988,000
介護予防ケアマネジメント	11,473,980	11,703,460	11,937,529	35,114,969
審査支払手数料	300,000	307,000	314,000	921,000
高額介護予防サービス費相当事業	500,000	500,000	500,000	1,500,000
高額医療合算介護予防サービス費相当事業	100,000	100,000	100,000	300,000
一般介護予防事業	40,964,000	45,094,000	43,297,000	129,355,000
包括的支援事業・任意事業	112,809,000	116,696,000	119,799,000	349,304,000
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	37,752,000	38,073,000	38,355,000	114,180,000
任意事業	42,995,000	43,361,000	43,682,000	130,038,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	32,062,000	35,262,000	37,762,000	105,086,000
地域支援事業費(B)	285,435,980	298,358,460	302,455,529	886,249,969

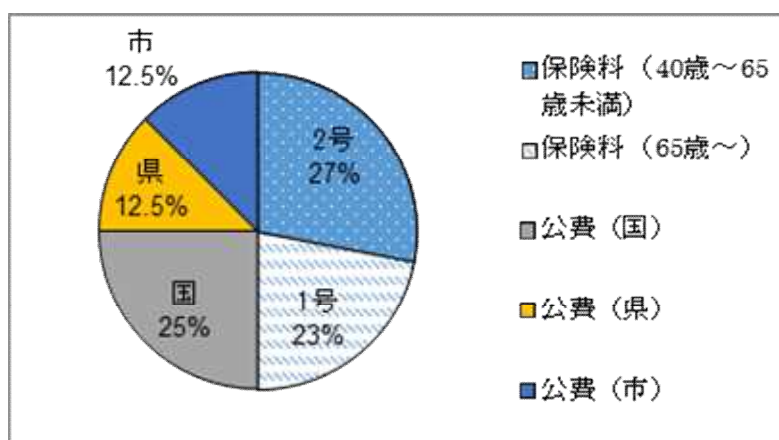
※費用は年間累計の金額。カッコ内の人数は1月当たりの利用者数。

(3) 介護保険の財源

介護保険の財源は、半分が国・県・市によって公費負担され、残りの半分は被保険者が納める保険料で構成されています。保険料のうち、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の第2号被保険者が納める負担割合は、全国ベースの人口比率によって定められています。

※現時点では、国から負担割合が示されていないため、下のグラフは従前の負担割合となります。なお、第7期計画期間中の負担割合は、第1号被保険者は23%、第2号被保険者は27%となっています。

【参考 第7期計画期間中の介護保険の財源内訳】



※施設等給付費の場合の負担割合は、国20%、県17.5%となります。

(4) 低所得者保険料負担の軽減措置

国は、今後の更なる高齢化に伴い、介護サービス費用の増加と保険料の上昇が避けられない中で介護保険制度を安定的に運営していくために、低所得者も保険料を負担し続けることができるような制度へ変えていく必要があるとの考え方を示しました。

このため、介護保険法の改正により、平成27年度から給付費の50%の公費とは別枠で消費税増税を財源とした公費が投入され、低所得者の保険料の負担を減らす仕組みが設けられています。

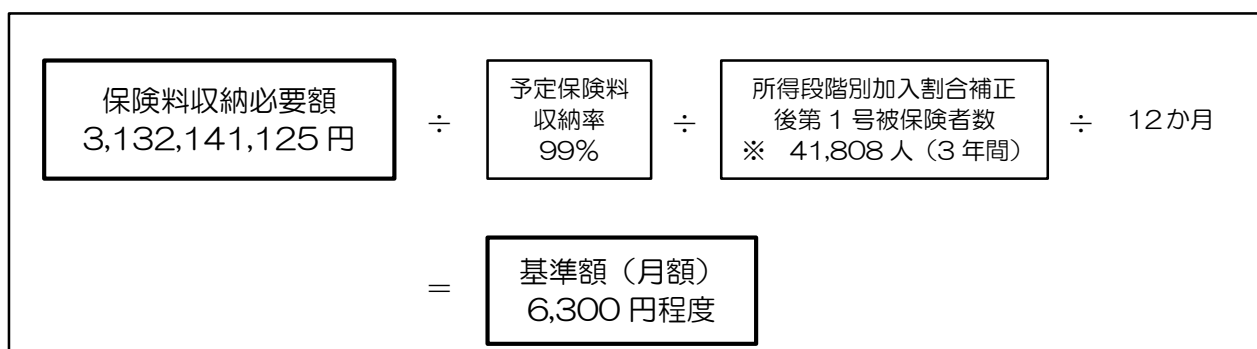
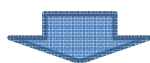
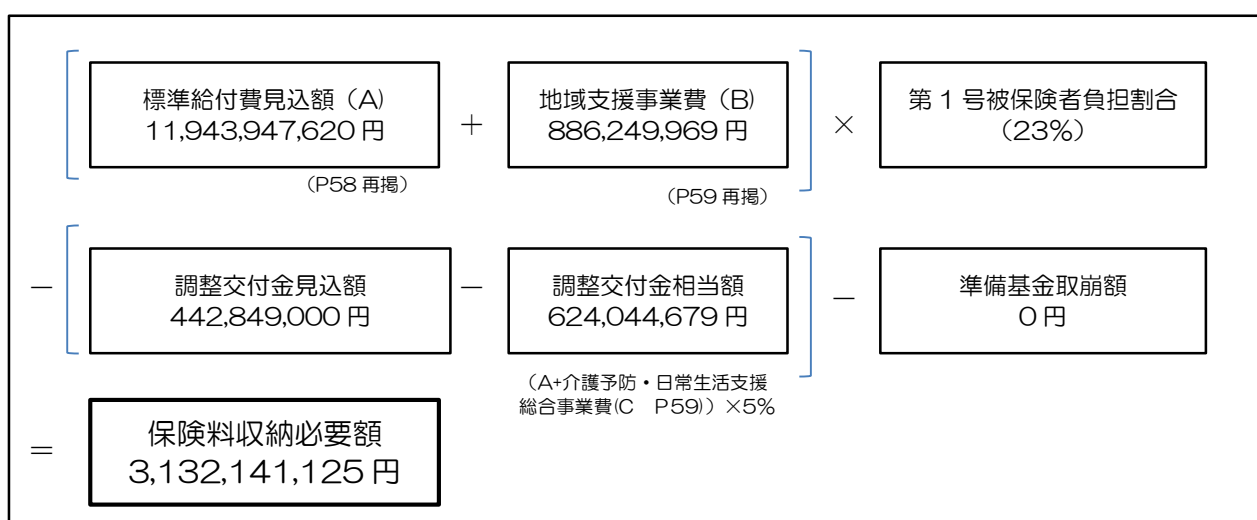
具体的には、平成27年4月から令和元年10月から2段階に分けて住民税非課税層の保険料軽減が実施されています。第7期計画では、第1段階から第3段階までの保険料について、標準割合から基準内で最大限引き下げた割合に合わせた軽減を行っており、第8期計画においても同様の対応を行っていきます。

(5) 第1号被保険者の保険料算出のしくみ

第1号被保険者の保険料は、市で定める保険料率（基準額×所得段階別の割合）により算定されます。基準額は、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者・要介護認定者数の見込み、標準給付費及び地域支援事業費の推計、国が示す保険料算定に必要な係数等をもとに設定されます。

※現段階では国から保険料算定に必要な係数が示されていないため、下表は現行の係数で算定しています。

【第1号保険料算出のしくみ】



(6) 基準額（月額）の設定

第8期の介護サービス給付費は、サービス利用者数の伸びにより第7期と比較して約15%程度増加すると見込まれます。現時点では、基準額（仮）は6,300円程度になると見込まれます。この基準額（仮）に次の三つの要因を加味し、最終的な基準額が算定されます。

①介護報酬の改定

現在、国で審議が重ねられており、年末に掲示される見込みです。改定内容によって標準給付費の見込み額に影響があります。

②保険料所得段階の多段階化

負担能力に応じた賦課とするため、国の標準段階が9段階へ見直されたことを受け、さらに所得の累進性を高めるため当市では、第6期から12段階まで増やしました。第8期でも継承し、所得段階ごとの割合については、原則として国の標準割合と同じにします。各段階に適用する具体的な保険料率については、所得額ごとの被保険者の分布状況を精査し、被保険者全体の理解が得られることを基本に、今後検討を深めていくこととします。

③介護保険中期財政調整基金の取り崩し

介護保険中期財政調整基金の取り崩し額を第8期の介護保険料に充てることにより、保険料収納必要額を減らすことができます。結果として基準額（仮）を引き下げることができます。

【参考 介護保険料基準額の推移】

	H12~14	H15~17	H18~20	H21~23	H24~26	H27~29	H30~R2
(全国)	2,911円	3,293円 (+13%)	4,090円 (+24%)	4,160円 (+2%)	4,972円 (+20%)	5,514円 (+9%)	5,869円 (+6%)
(福岡県)	3,050円	3,725円 (+22%)	4,584円 (+23%)	4,467円 (-3%)	5,165円 (+16%)	5,632円 (+9%)	5,996円 (+6%)
(筑後市)	3,200円	3,200円 措置	3,800円 (+19%)	3,600円 (-5%)	4,860円 (+35%)	5,265円 (+8%)	5,800円 (+10%)

第1号被保険者保険料（令和3年～5年度）（案）

段階	対象者	保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円以下の方	基準額×0.30 (0.50)	1,890円程度 (3,150円程度)	22,680円程度 (37,800円程度)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.50 (0.70)	3,150円程度 (4,410円程度)	37,800円程度 (52,920円程度)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が120万円を超える方	基準額×0.70 (0.75)	4,410円程度 (4,725円程度)	52,920円程度 (56,700円程度)
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者があり、本人の前年の課税年金収入額と、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	5,670円程度	68,040円程度
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者があり、本人の前年の課税年金収入額と、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円を超える方	基準額×1.00	6,300円程度	75,600円程度
第6段階	本人が住民税課税で、 本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	7,560円程度	90,720円程度
第7段階	本人が住民税課税で、 本人の前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	8,190円程度	98,280円程度
第8段階	本人が住民税課税で、 本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	9,450円程度	113,400円程度
第9段階	本人が住民税課税で、 本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.70	10,710円程度	128,520円程度
第10段階	本人が住民税課税で、 本人の前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額×1.80	11,340円程度	136,080円程度
第11段階	本人が住民税課税で、 本人の前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	基準額×1.90	11,970円程度	143,640円程度
第12段階	本人が住民税課税で、 本人の前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額×2.00	12,600円程度	151,200円程度

※第1段階から第3段階の（ ）は、公費負担導入による軽減前の数値。

※長期譲渡所得及び短期譲渡所得がある方は、合計所得金額からそれに係る特別控除の額を控除した額となります。

5. 制度の適正な運営に向けて

(1) 介護給付の適正化

介護給付の適正化は、介護サービスを必要とする利用者を適切に認定し、利用者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことです。こうした適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化や介護保険料の上昇を抑制することを通じて介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、制度の持続可能性を確保するために重要なものです。このため、第7期に引き続き「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「住宅改修等の調査」などを実施することで、介護給付等に要する費用の適正化を図ります。併せて地域密着型サービス事業者への計画的な実地指導及び集団指導を行い、不適正な事業運営の防止、改善及びサービスの質の向上を図ります。

なお、具体的な適正化事業の内容及び実施方法とその目標等については、プロセス（過程）だけではなく、アウトプット（結果）やアウトカム（効果）を評価できるよう、別に計画を定めて取り組みを進めます。また、毎年度ごとに実施状況や事業効果等について評価を行い、より実効性のある内容に改善しながら取り組むこととします。

(2) 制度の普及・啓発等

市広報やホームページ、制度内容を分かりやすくまとめたパンフレット等で広く周知を図るとともに、制度や保険料等について定期的に紹介します。また、出前講座の実施や介護保険被保険者証交付時の説明会を実施するなど、様々な方法により介護保険制度に関する普及啓発に努めます。

(3) 低所得者への配慮等

低所得者に対する介護保険サービスの利用者負担の軽減や、介護保険料の軽減または減免の実施など、以下に挙げる低所得者への配慮を行います。

- ・ 社会福祉法人等による生活困窮者等に対する利用者負担の軽減
- ・ 法律の規定に基づく第1号被保険者保険料の軽減
- ・ サービス利用料の軽減、介護保険料の減免・徴収猶予（災害等特別な事情により支払いが困難な場合に適用）